

569-182



1200501517791

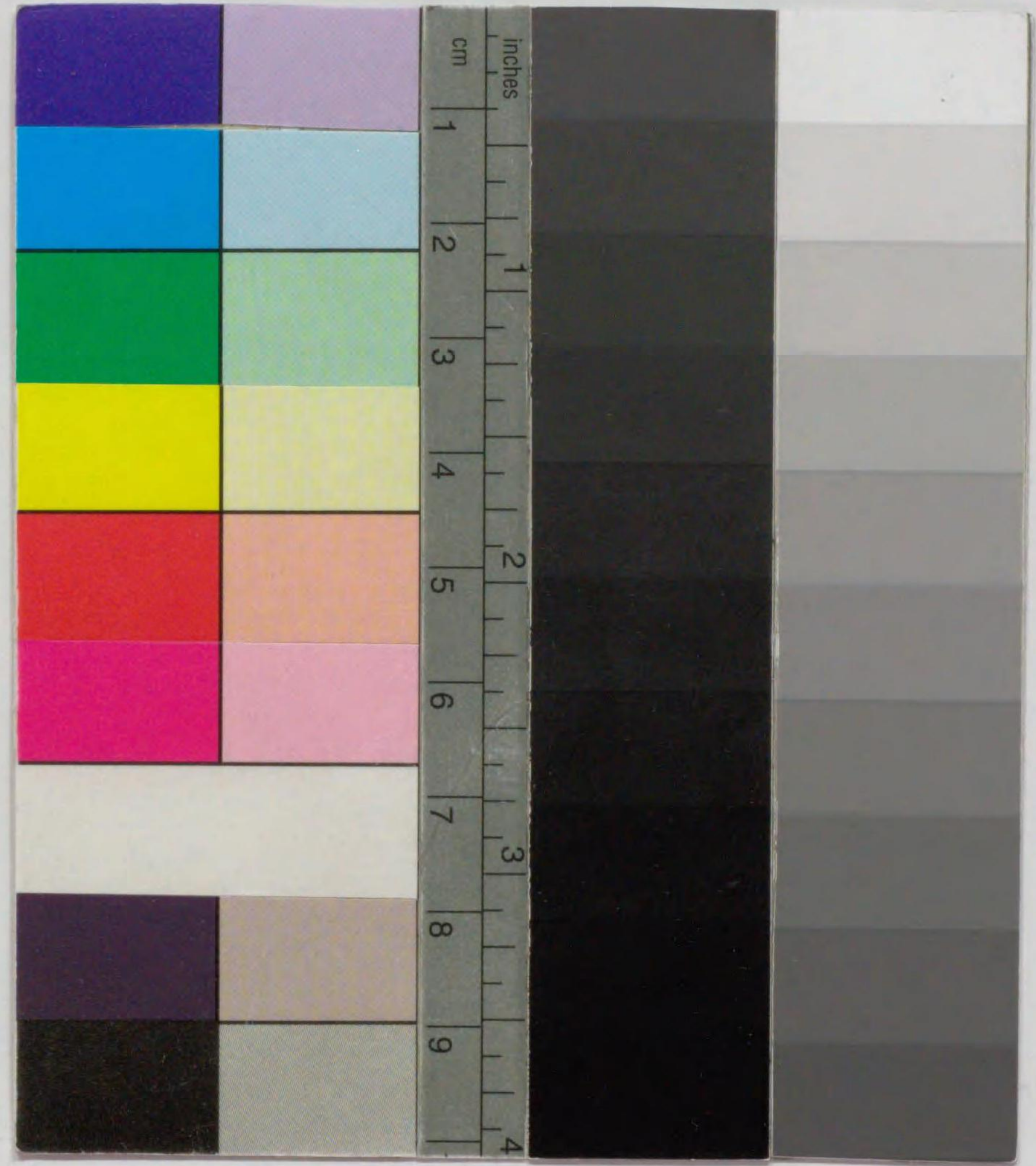
569
182

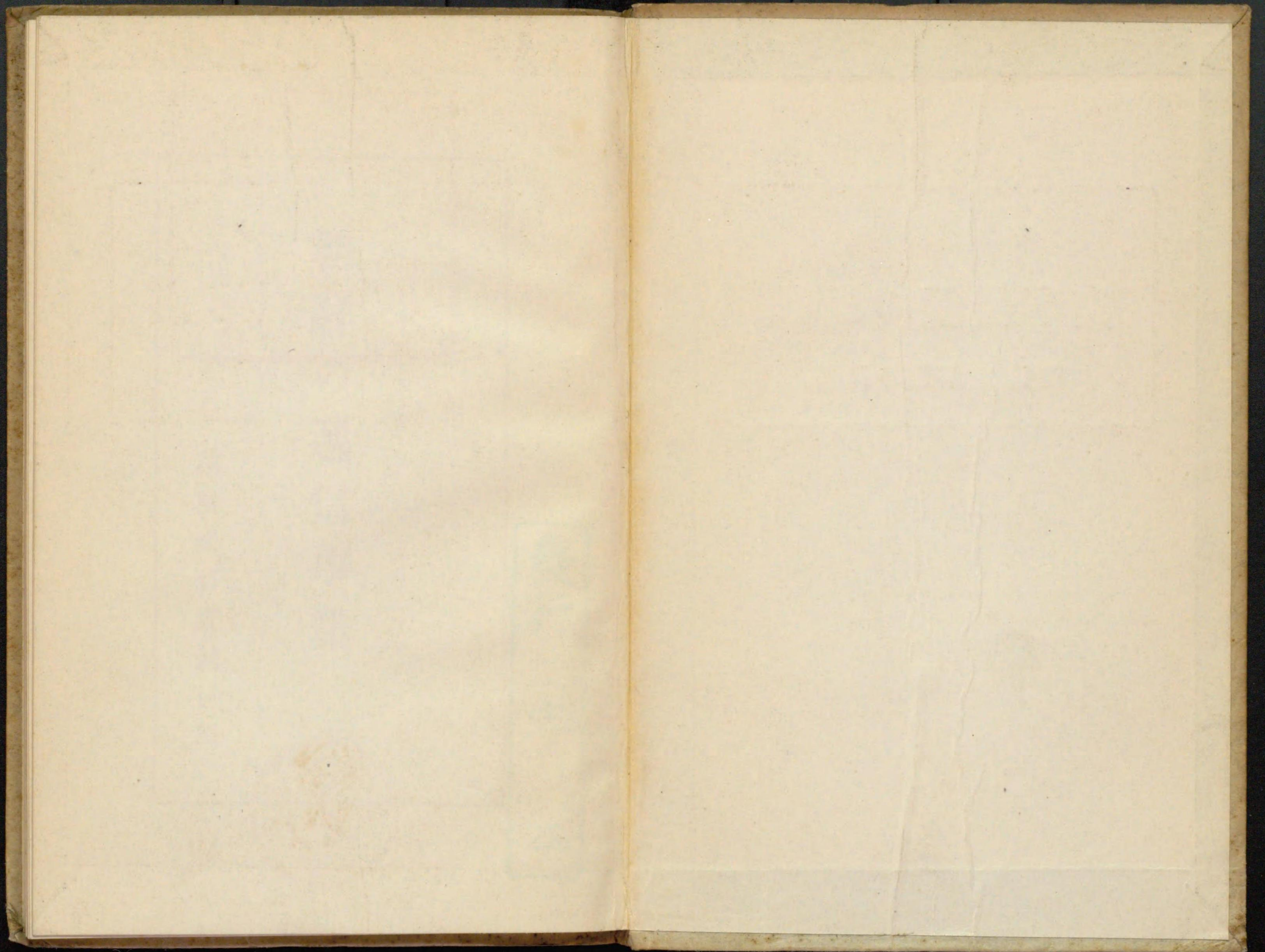
昭和七年

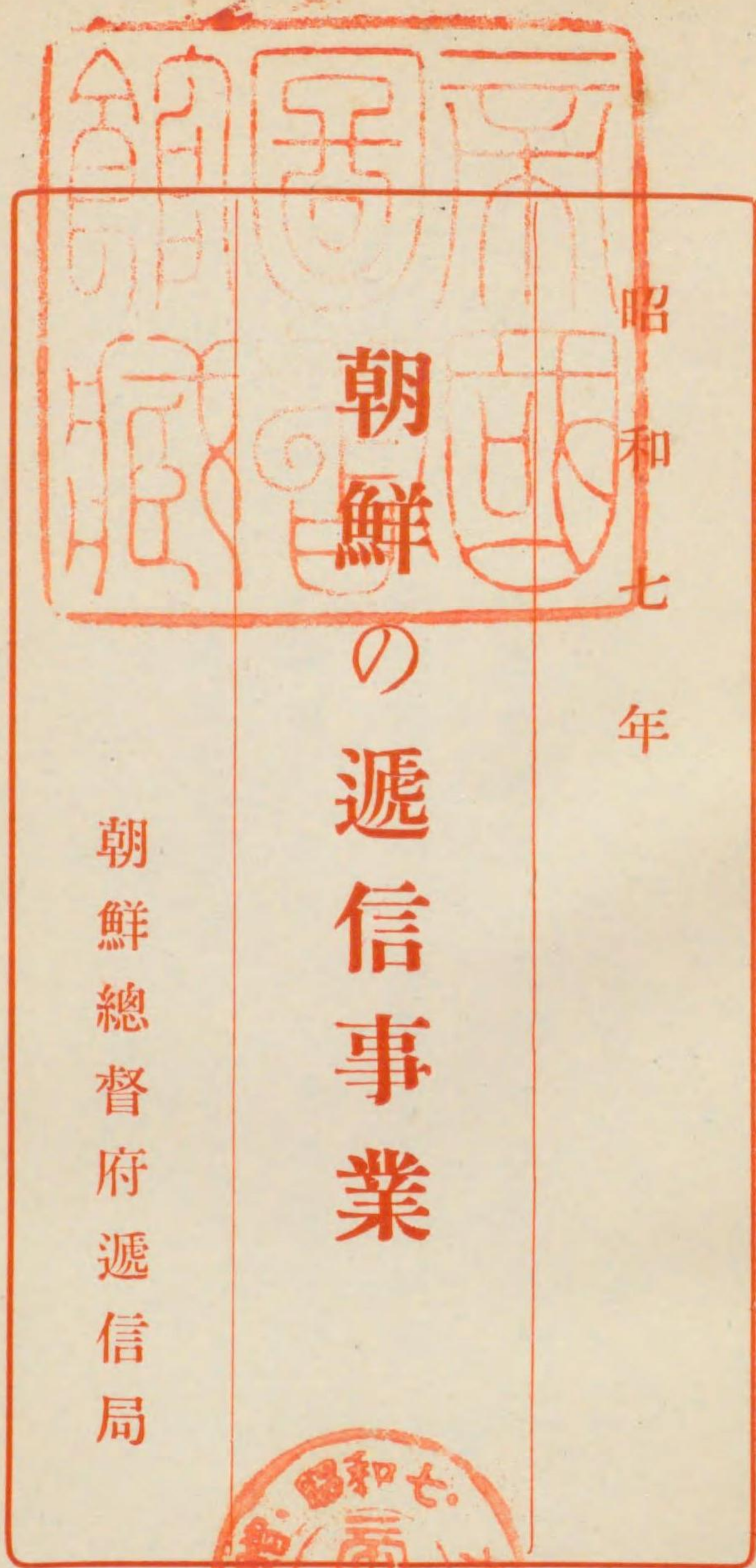
朝鮮の遞信事業

朝鮮總督府遞信局

5
11







昭和七年

朝鮮の遞信事業

朝鮮總督府遞信局



發行所 東京 本



5-69-182

18

本書は最近に於ける朝鮮の遞
信事業の一斑を紹介せんが爲
に編纂したものであります。

昭和七年八月

朝鮮の遞信事業 昭和七年

目次

一 創始……………一

一 組織及職員……………三

一 遞信官署の沿革……………三

二 遞信官署と所管事務……………六

三 遞信従業員の比較……………八

四 遞信吏員の養成……………九

五 海員の養成……………一三

六 遞信現業員共済組合……………一六

目次

一

一 通 信……………一八

一 通信事業の沿革……………一八

二 通信事業の概況……………二〇

三 通信機關合同當時並に施政當時と現今との比較……………三二

一 朝鮮簡易生命保險……………三五

一 朝鮮簡易生命保險事業の沿革……………三五

二 朝鮮簡易生命保險の概要……………三五

三 朝鮮簡易生命保險事業の成績……………三七

一 航 空……………四〇

一 施設の概要……………四〇

二 民間航空事業の概況……………四一

一 海 事……………四三

一 海運事業の沿革……………四三

二 海運事業の概況……………四八

三 施政當時と現今との比較……………五六

一 電 氣……………五九

一 電氣事業の沿革……………五九

二 電氣事業の概況……………六〇

三 施政當時と現今との比較……………七二

一 瓦 斯……………七三

一 歳入歳出……………七三

朝鮮の遞信事業

昭和七年

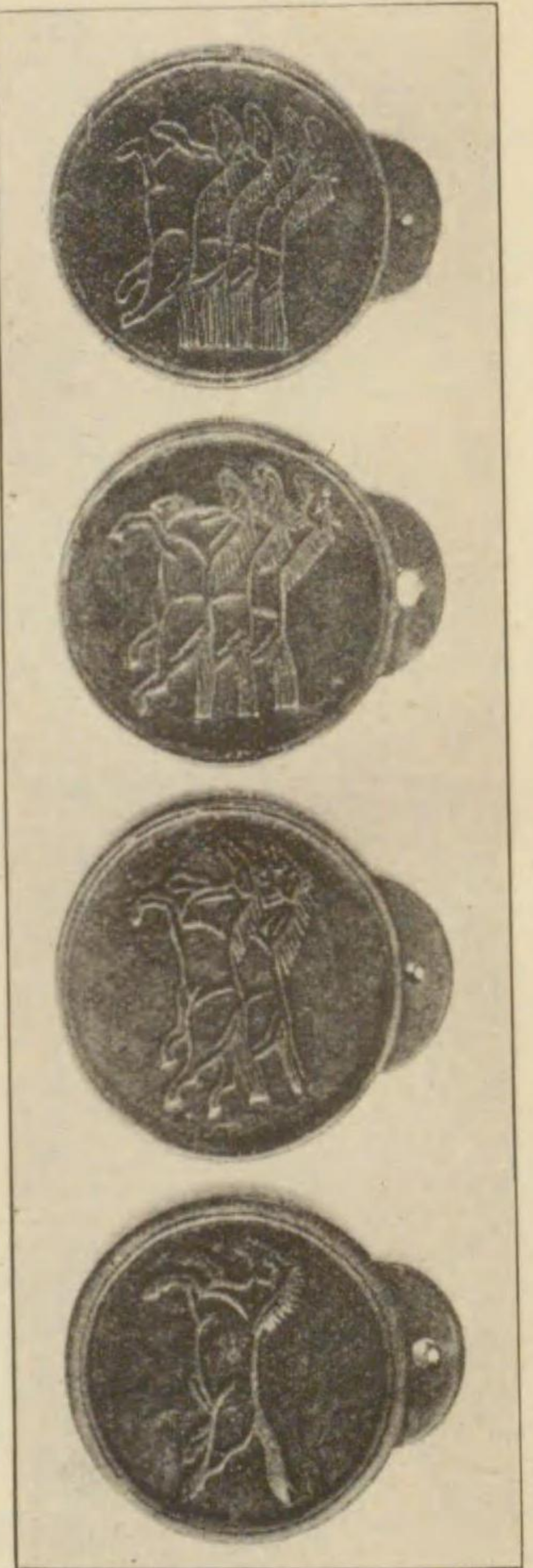
創始

朝鮮に於ける往古の郵政に關しては殆ど文献の徴すべきものがなく、從て茫漠として洵に考證に困難を感ずるのでありますが、新羅炤智王の九年(顯宗天皇三年西曆四八七年)四方に郵遞を置き有司に命じて官道を治めしめたのを以て、即ち朝鮮に於ける郵遞制度としての最初のものであらうと思料されるのであります。

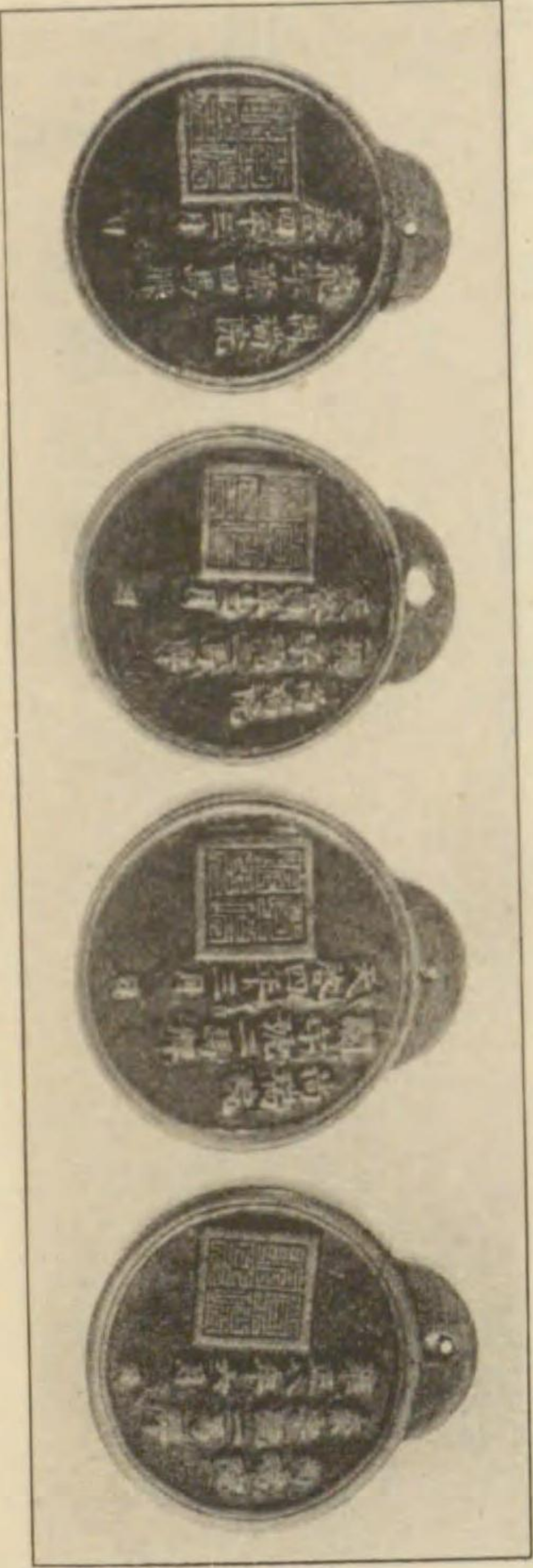
高麗朝の初めには驛路を分ちて大路、中路、小路を爲し、驛毎に丁戸(郵遞に従事すべき軍丁を供給する家)を置き、而して各驛の丁戸は所在地の驛勢又は地勢上の要衝等に由り、之を分ちて六科を爲し、即ち一科の丁戸に屬する軍丁の數は七十五人でありまして二科は六十三人、三科は四十五人、四科は三十人、五科は十二人、六科は

七人丁戸の等級に依り夫々其の配屬すべき軍丁の定員が決定せられました。
 又軍事に關する文書を傳送する爲には懸鈴傳送式（鈴を懸け、皮袋に文書を納めて
 傳送する方法であつて、三急には三懸鈴を用ひ、二急には二懸鈴、一急には一懸鈴、
 其の緩急に從て懸鈴の數を増減す）及皮革傳送式（津驛即ち水邊の驛間に行はれた傳
 送方法であつて一日の遞送里程を季節に依りて加減す）の制度が設けられました。

成宗二年（圓融天皇永觀元年 西曆九八三年）には各驛に驛長を置き、驛務を管掌せしめ、元宗十五年（龜山天皇 西曆一〇一五年）に至り馬牌の制度が設けられました。降つて李朝宣祖三十年（後陽成天皇慶長二年 西曆一五九七年）には明朝の例を模倣し、擺撥（公文書の類を急送する爲に設けたる驛站）を設け、軍事に關する文書のみならず一般公文書をも傳送する制度が定められました。擺撥には騎撥と步撥の二種があり、騎撥とは騎馬遞送でありまして二里半毎に一站を設け、站には撥將一人、軍丁五人、騎馬五匹を置き、步撥とは歩行遞送でありまして三里毎に一站を設け、站には撥將一人、軍丁二人を置きました。當時又馬牌の制度がありました。



(面表) 牌馬



(面裏) 同

馬牌こは官の高卑に依り驛に於て供給すべき馬匹の数を定めた榜牌であつて尙瑞院（璽寶、符號、節、鉞の出納を司掌する官衙）に於て之を給付し、銅を以て之を作り、其の形狀は圓く、一面には各品數（位階）に依り馬を畫き、他面には字號年月日等を記したるものであります。

顯宗（後西院天皇及靈元天皇の朝、西曆一六六〇年同一六七四年）の朝に至りまして京畿に監司を置き、六郵館を創立し、驛馬の事務を管掌せしめました。而して此等の時代に於ける郵遞制度が主として軍事上又は官廳相互間に往復する文書の送達に使用せられましたこは各國こ其の軌を一にして居るのであります。

組織及職員

一 官署の沿革

明治三十八年二月、日本政府と韓國政府との間に日韓議定書の締結せられまするや、先づ韓國通信機關の全部を我國に於て管理するの已むを得ざるを認め、其の協約案を樹て同年四月韓國通信機關の委託に關する取極書の調印を了り、幾多の難關を排し迂餘曲折を経て同年七月遂に之が引繼を完了し、明治三十九年一月初めて統監府通信官署官制の發布を見ました。而して右發布に伴ひ、統監府通信管理局、郵便局、郵便所及取扱所の設置を見、茲に系統上遞信省の管轄を離れ、韓國に於ける帝國通信事業の一切の組織を完成したのであります。

明治四十三年八月日韓併合の鴻業成るに及び、同年十月統監府通信管理局を朝鮮總督府通信局と改稱し、通信行政事務と共に航路標識、氣象觀測及電氣事業の監督に關する事務をも掌理し、京城、釜山、平壤及元山の各郵便局を管理事務分掌局に指定せられ、大正三年三月には更に清津郵便局をも追加指定せられました。昭和六年六月三十日限り再び清津郵便局に對する其の指定は解かれました。



遞 信 局



遞 信 局 分 室 (保 險 業 務 課)

郵便爲替貯金管理事務に關しては其の一部を除き、遞信省と協定を遂げ、便宜郵便爲替貯金管理所（現時の貯金局）に於て之を執行せしめて居りましたが、明治三十九年十一月之を統監府通信管理局に移管し、爾來事業の進運に伴ひ、之を分割掌理するの必要を認め、明治四十三年十月、朝鮮線督府郵便爲替貯金管理所（現時の朝鮮總督府貯金管理所）を設置し、一切の事務を掌理せしめました。

朝鮮に於ける海事行政は從來之を大別し、航路、船舶及海員に關する事務は度支部又は税關に於て之を掌理し、航路標識に關する事務は通信局に於て之を管理して居りましたが、事業の統制上之を同一系統の下に配屬せしむるの必要を認め、明治四十五年四月、朝鮮總督府遞信官署官制施行せられ、通信局を遞信局と改稱し、度支部及税關所管の海事事務は擧げて遞信局の所管に移し、同時に航路標識管理所を廢止し、茲に海事行政の統一を見るに至りました。而して本官制の改正に伴ひ、從來通信局の所管たりし氣象觀測事務は本府内務部に之を移管しました。

大正三年六月、特に指定したる郵便局に於て、朝鮮船員令の規定に依る管海官廳の事務を掌理するここに爲り、又朝鮮海員懲戒令の實施に伴ひ、海員の審判に關する事務を司掌する爲に朝鮮總督府海員審判所を遞信局内に設置し、事務を開始しました。

大正十二年五月、電信局及電話局の設置を見、昭和二年一月よりは航空に關する事務をも遞信局の所管させられ、昭和三年十二月に蔚山飛行場を、同四年四月に京城飛行場を設置せられました。

昭和二年九月郵便爲替貯金管理所を貯金管理所に改め、京城の外釜山にも同年十二月貯金管理所を置かれました。

昭和四年七月より朝鮮簡易生命保險に關する事務をも遞信局に於て掌理するここに爲りました。

二 遞信官署と所管事務



院 信 通 國 韓 舊



司 遞 郵 城 漢 舊



朝鮮に於ける遞信官署は之を分ちて遞信局、貯金管理所、飛行場、郵便局、電信局、電話局及郵便所とし、遞信局は郵便、郵便爲替、郵便貯金、朝鮮簡易生命保險、電信、電話、航路標識、海員の養成、發電水力及航空に關する事務を管理し、航路、船舶、海員、電氣事業及瓦斯事業の監督に關する事務を掌理して居ります。

貯金管理所に於ては郵便爲替、郵便貯金の検査計算に關する事務を掌り、郵便局及郵便所に在りては郵便、郵便爲替、郵便貯金、年金恩給の支給及朝鮮簡易生命保險の事務を掌り、電信、電話事務及特に指定したる郵便局所に在りては海員に關する事務をも兼掌し、外に昭和六年三月より郵便取扱所を置き郵便、郵便爲替及郵便貯金事務を取扱はしめて居ります。電信局は電信に關する事務を、電話局は電話に關する事務を、飛行場は航空に關する事務を掌理し、尙外に電信取扱所又は電信電話取扱所を置き電信電話事務を取扱はしめて居ります。

又總督の指定したる遞信官署は國庫金の出納並に郵便物の出港税に關する事務をも

掌り、而して遞信局の管掌事務の一部を分掌せしむる爲に、郵便局を指定し區域を定めて郵便、電信、電話局所の監督に關する事務をも掌理せしめ、又別に海事に關する事務を分掌せしむる爲に地方に海事出張所を設置して居ります。

三 遞信從業員の比較

最近の調査に依る遞信部内の從業員數は一萬四千八十五人であつて、其の内朝鮮人の從業員數は六千六百八十七人に及んで居ります。而して通信機關合同以來に於ける遞信事業の發展膨脹に伴ふ從業員數の増加の狀況を示せば左の通であります。

從業員數の比較

年	度	内地	朝鮮	計
遞信機關合同當時(明治三十八年)		七六	一、四〇	二、一〇



施政當時(明治四十三年)
現 今(昭和七年)

三、四三
七、三六

一、五六
六、六七

五、〇三三
一四、〇八五

四 遞信吏員の養成

朝鮮に於ける遞信吏員の養成は明治四十一年に創められ爾來年々養成を繼續して居りましたが猶小規模であることは免れませんでした。然るに時恰も歐洲大戰の時局に際會し、従業員の拂底其の極に達するや、從來の養成機關を革新擴張するの必要を認め、大正七年一月始めて遞信吏員養成所を設置し、爾來毎年養成人員を増加し現今に至つて居ります。

今、吏員養成所に於ける傳習生の種類及其の概要を舉げて見ませう。

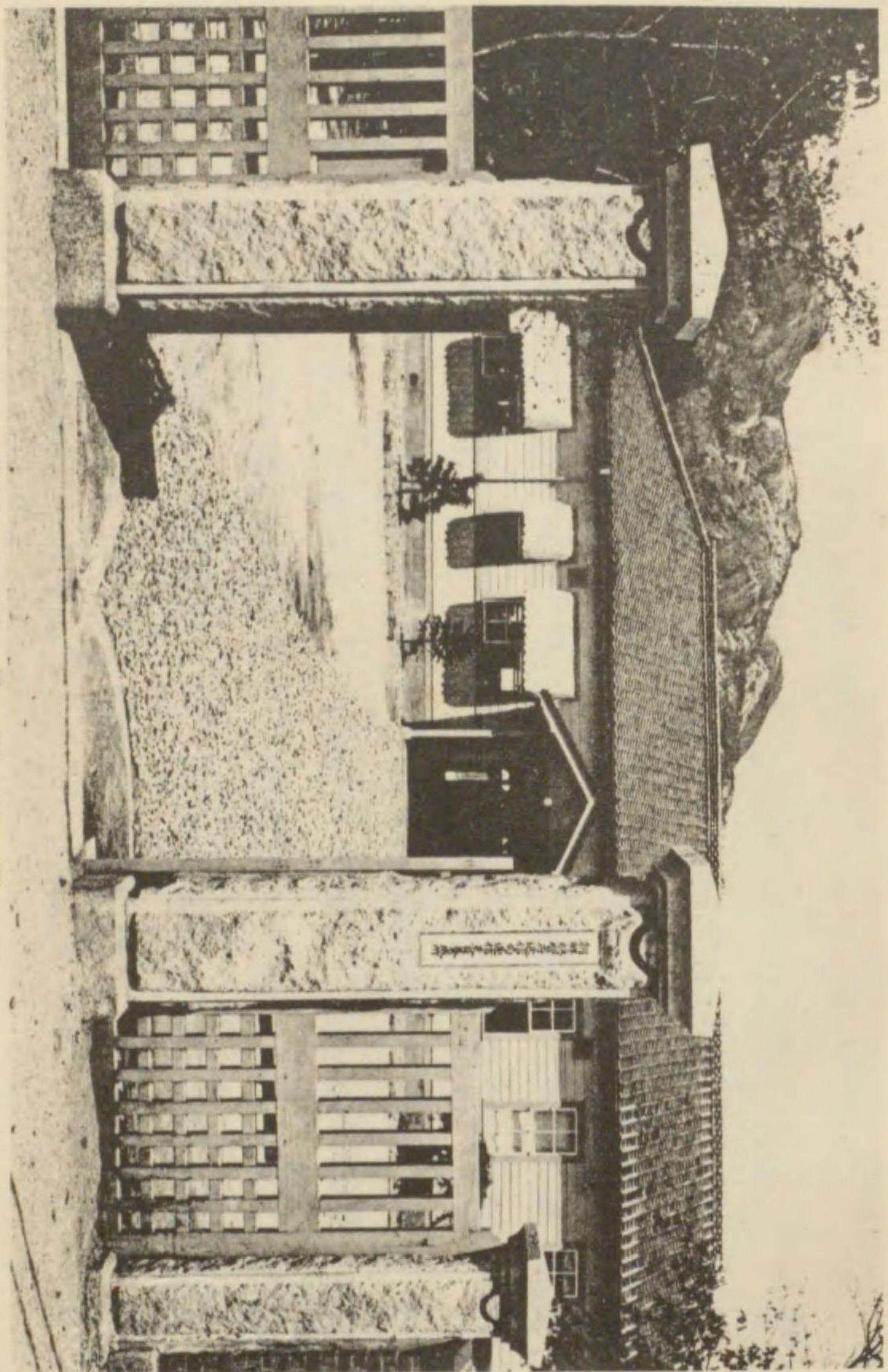
普通科通信生 本科生は年齢十四歳以上十八歳以下の男子(郵便所に勤務する者は二十五歳迄)又は十四歳以上の家事に繫累のない女子に對して、高等小學卒業程

度の試験を行ひ選抜入學せしめ、遞信吏員養成所に於て養成するものであります。

而して本科生は之を分ちて第一部、第二部及第三部とし、第三部普通科通信生は郵便所長が之を推薦するのであります。

第一部普通科通信生は電信事務に、第二部普通科通信生は郵便及電信事務共通に、第三部普通科通信生は郵便所の一般現業事務に従事せしむるものであつて、養成期間は第一部及第二部普通科通信生は何れも一箇年間にして、第三部普通科通信生は六箇月間であります。在學中は日額七十五錢以内の手當を支給し、卒業後は第一部及第二部普通科通信生も直に郵便局所の雇員に採用し、初任月収は約三十三圓乃至四十圓で漸次増給せしめ、成績優秀なる者は判任官に登用します。

高等科通信生 本科生は近來鮮内各局に於ける高等通信機の逐年増加するの趨勢なるに鑑み、之に順應せしむる爲に、此等通信機運用者を育成供給するに共に尙普通科通信生卒業者に向上の途を與ふる趣旨の下に養成するものでありまして、既に第五回



遞信吏員養成所

の卒業生を出だし、夫々主要局に配置し實務に就かしめて居ります。

本科に入學せしむる者は普通科通信生卒業後六箇月以上實務に従事したる年齢二十歳以下の男子中より選拔し、在職の儘入學を命じ、一箇年間遞信吏員養成所に於て専ら高等通信術及中等程度の學科を授け、卒業後は漸次判任官に登用します。

無線科通信生 本科生は近時無線電信の發達に伴ひ鮮内無線電信の施設は漸次擴張充實し來り之が通信定員も逐年増加するの趨勢なるに鑑み此等通信機運用者を育成供給する爲養成するものでありまして本年第一回の養成を開始するのであります。

本科に入學せしむる者は普通科第一、二部生卒業後一年以上電氣通信の實務に従事し且現に部内に在職する年齢十七歳以上二十五歳以下の男子中より選拔し、在職の儘入學を命じ、六箇月間遞信吏員養成所に於て専ら無線電信に關する學科を授け卒業後は無線通信士第二級の資格に付證衡に依る檢定を申請するここを得しむるここになつて居ります。

工務生 本科生は卒業後部内電信電話の工務に従事せしむるものであつて、年齢十七歳以上二十五歳以下の男子に對し、中學卒業程度の試験を行ひ選抜入學せしめ十箇月間遞信吏員養成所に於て養成します。

在學中は手當日額一圓を支給し卒業後は直に工手（雇員）に採用し、初任月収は五十圓内外であります。

航路標識生 本科生は卒業後部内航路標識の業務に従事せしむるものであつて、年齢二十歳以上三十歳以下の男子に對し、高等小學卒業程度の試験を行ひ選抜入學せしめ、在學中は手當日額一圓を支給し卒業後は助手（雇員）に採用し、凡そ一年内外に於て航路標識看守（判任官）に任用し、初任給其の他は前記の工務生と略同様であります。

依託練習生 本科生は部内に於ける優良なる従事員又は部外者にして郵便局所長の推薦する年齢十七歳以上二十五歳以下の男子に對し、中學卒業程度の試験を行ひ選抜

し、東京遞信官吏練習所に二箇年間依託入學せしめ、斯業に關する専門の學藝を修得せしむるものであつて、第一部行政科、第二部行政科、技術科及無線通信科の四部に別れて居りまして、在學中は月手當四十圓を支給し、且被服を貸與し、卒業後は判任官に任用し、將來斯業の中堅と爲るべき人物を養成するものであります。

朝鮮人判任官見習生 本科生は部内朝鮮人従事員中の有能者を選抜し、在職の儘入學せしめ斯業に關する學術を修得せしめ、將來朝鮮人従事員の中堅たるべき人材を養成するものであつて卒業後は順次判任官に登用します。養成期間其の他は高等科通信生と略同様であります。

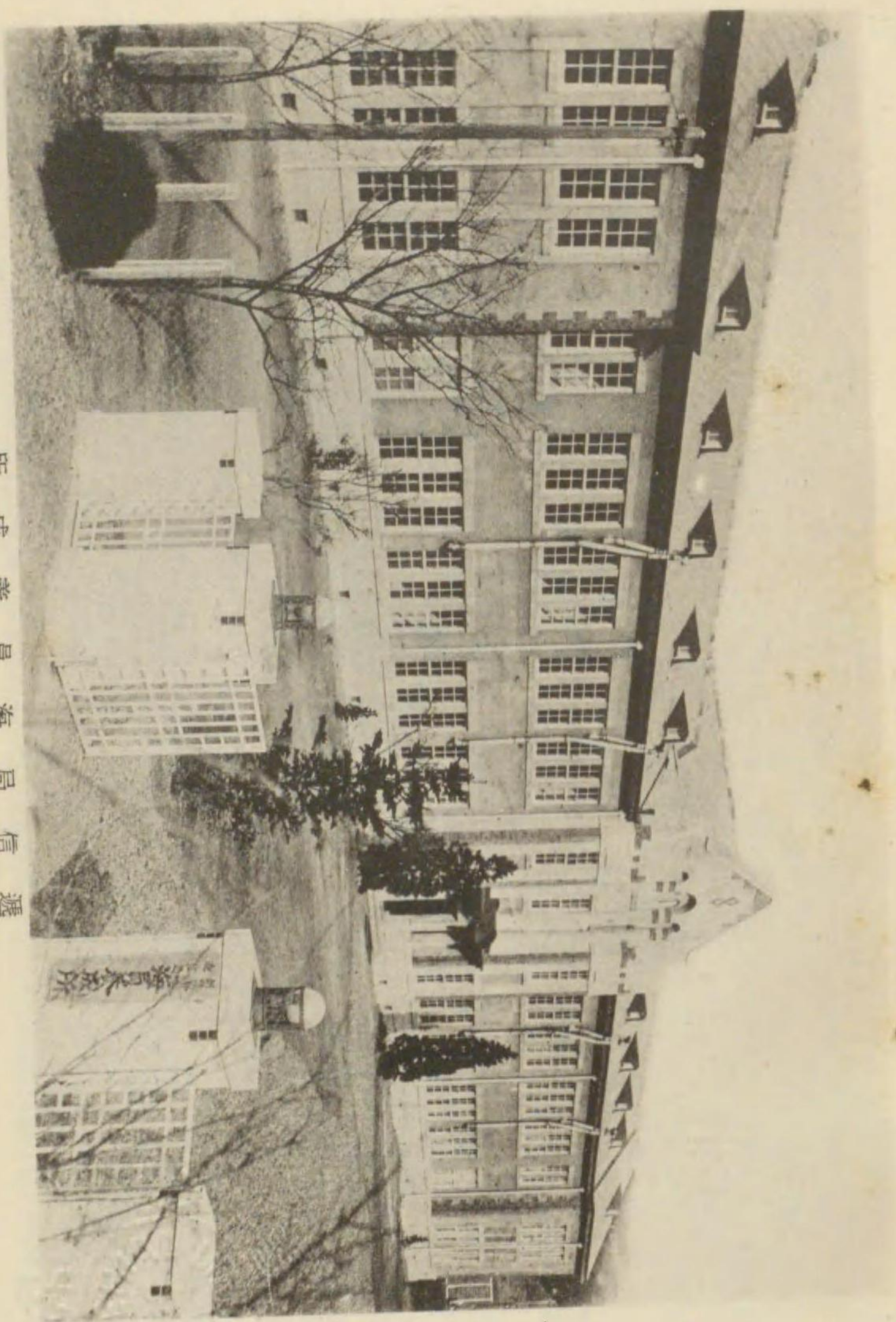
五 海員の養成

海員養成所は大正八年七月仁川に設置せられました。當時朝鮮在籍船舶に乗り組ましめる船舶職員即ち海技免狀受有者は約九百名に達して居りましたが、正則なる海事

教育を受けざる下級海技免状受有者が其の大部分を占め、従て大型船舶乗組みの高級船舶職員は主として遞信大臣の交付したる海技免状受有者であり、時恰も海運事業の好況時に際會し、其の免状の効力が内鮮共通なる關係上該高級職員の内地在籍船舶に轉職するもの輩出し、爲に朝鮮在籍船舶の一部をして、運航停止の危惧を懐かしむる情勢に立ち至りましたので、本府に於ては朝鮮海員の需給調節を計り、將來に於ける朝鮮海運の自給自足の基礎を確立するの目的を以て、海員養成所を設置したのであります。

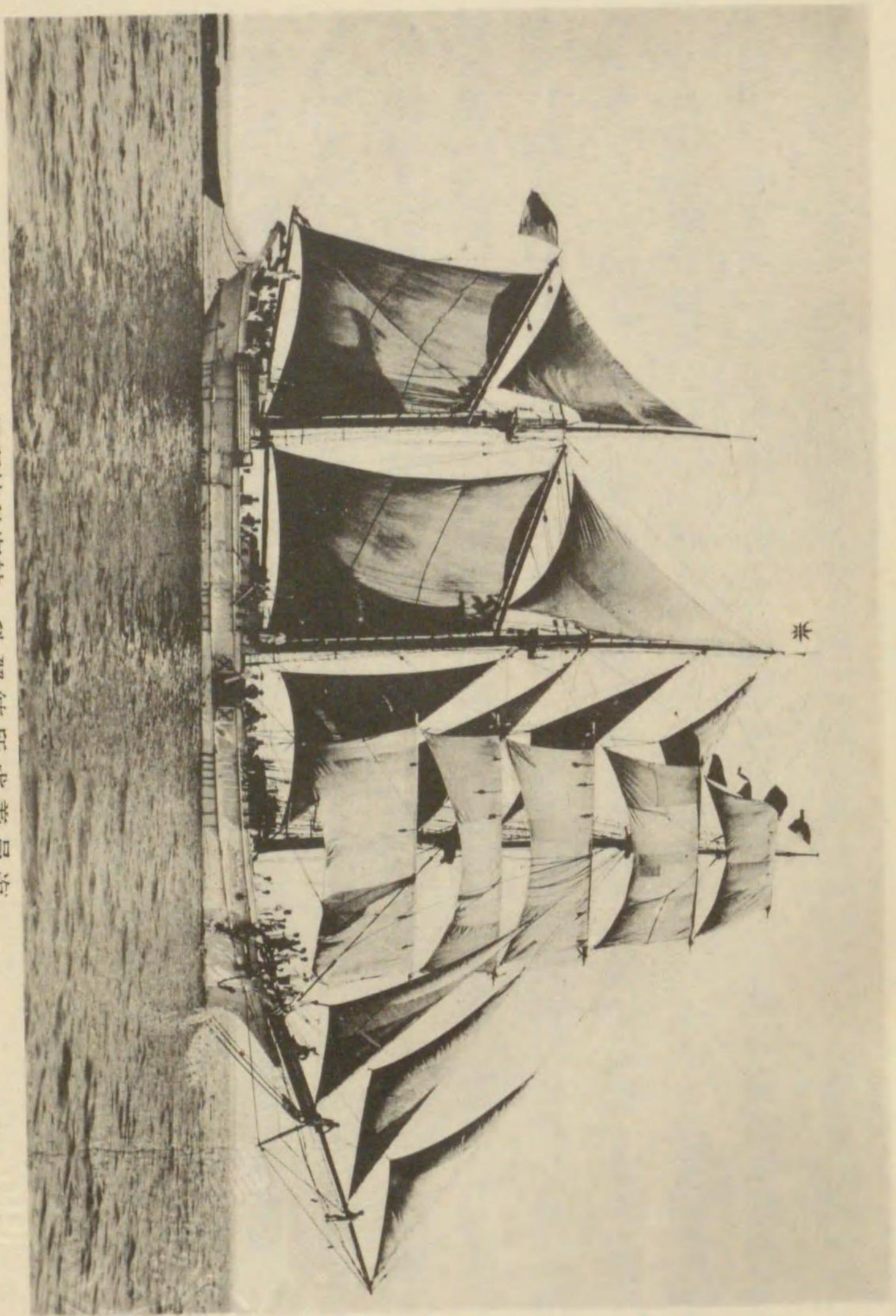
而して當時に於ける入學志願者は半島海運の勃興に伴ひ逐年増加の趨勢を示し、教授上幾多の不便を感じるのみならず、校舎が全く狹隘を告ぐるに至りましたので、昭和二年八月經費十七萬圓を投じ、鎮海に現校舎を新築し、仁川より移轉したのであります。

而して新築に依り大いに面目を一新すると共に内容の充實を計りました結果、本養



遞信局海員養成所

海員養成所練習船



成所も昭和七年三月以後の卒業生より専門學校入學者檢定規程に依り指定せられ、他の實業學校と同程度のものでございましたが猶未だ海軍豫備練習生規則の適用を受けざる爲、卒業後海軍豫備員に採用されない不便を修業年限が三年なる爲海技免狀受有上の不利が少くないので、近く此等の諸問題の解決を計り將來の發展に資せんことを期してあります。而して開所以來已往十四箇年間に於ける海員養成所の卒業生は本科十一回、百五名（内地人五十一名、朝鮮人五十四名）、別科四十七回、五百二十七名（内地人十名、朝鮮人五百十七名）、練習科七回、三十九名（内地人二十六名、朝鮮人十三名）であります。現在生徒は各科合せて百二十五名、（内地人七十三名、朝鮮人五十二名）に達し、内練習科を修了したる者は朝鮮及内地の船舶職員試験に合格し、何れも高等海技免狀を得て、近海並に遠洋航路船舶に乘組み服務して居ります。

次に別科修業者に在りては其の大多數が朝鮮在籍船舶に下級船員として乘組み何れも好成績を挙げ、尙、中には朝鮮船舶職員試験に合格し、海技免狀を得て沿岸船舶の

職員として乗船服務して居る者もあります。

以上が海員養成の大要であります。已往の實況より徴するに朝鮮人生徒中には學業半ばにして退學する者が多く、前途有爲の生徒をして志向を過らしむるの虞もあり、洵に危惧の念に堪へないのであります。之は畢竟生徒の志操の堅固でないここに基因するは謂へ、一面海事思想の幼稚を物語る一證左にも見られますし、尙進んで生徒の家庭の内容に就いて穿鑿して見る時は全く學資の不充分の爲已むを得ず中途退學する者も亦相當の數に上るやに認められ、半島海運事業の前途に對し、洵に憂慮に堪へざる現象を思料せられますので當局に於ても此の點に留意し、就學手當の給與等目下之が對策に就き考究中であります。

六 遞信現業員共濟組合

遞信官署の從業員中約八割を占むる現業員に對し、相互救濟の保障を與ふるの必要



京 城 郵 便 局



釜 山 郵 便 局

を認め、大正十年一月遞信官署現業員共済組合を創設しました。

政府の補給金並に組合員の掛金を以て原資とし、雇員以下の現業員に對しては甲種組合員として義務的に之を加入せしめ、其の他の従業員に對しては乙種組合員として任意加入を認めて居ります。而して本組合は朝鮮總督の監督に屬し、遞信局長が之を管理し、現在に於ては共済給與金の種別を殉職、傷痕、疾病、特症、療養、醫療、産婦、死亡、葬祭、災害、脱退及勤續の十二種に區別して居ります。

最近に於ける本組合の概況は組合員一萬一千五百十六人にして、其の資産は百三十四萬七千七百十八圓に上り、創立以來規定に基き給與せられたるものは受給者數三萬九千五百五十九人にして、其の金額は百六十五萬九千六百二十二圓に及んで居ります。

低利貸付 共済組合の附屬事業として組合員若は其の家族が不慮の災厄に罹り、生計窮迫したる者を保護救済の目的を以て低利貸付金制度を設け、大正十四年四月より

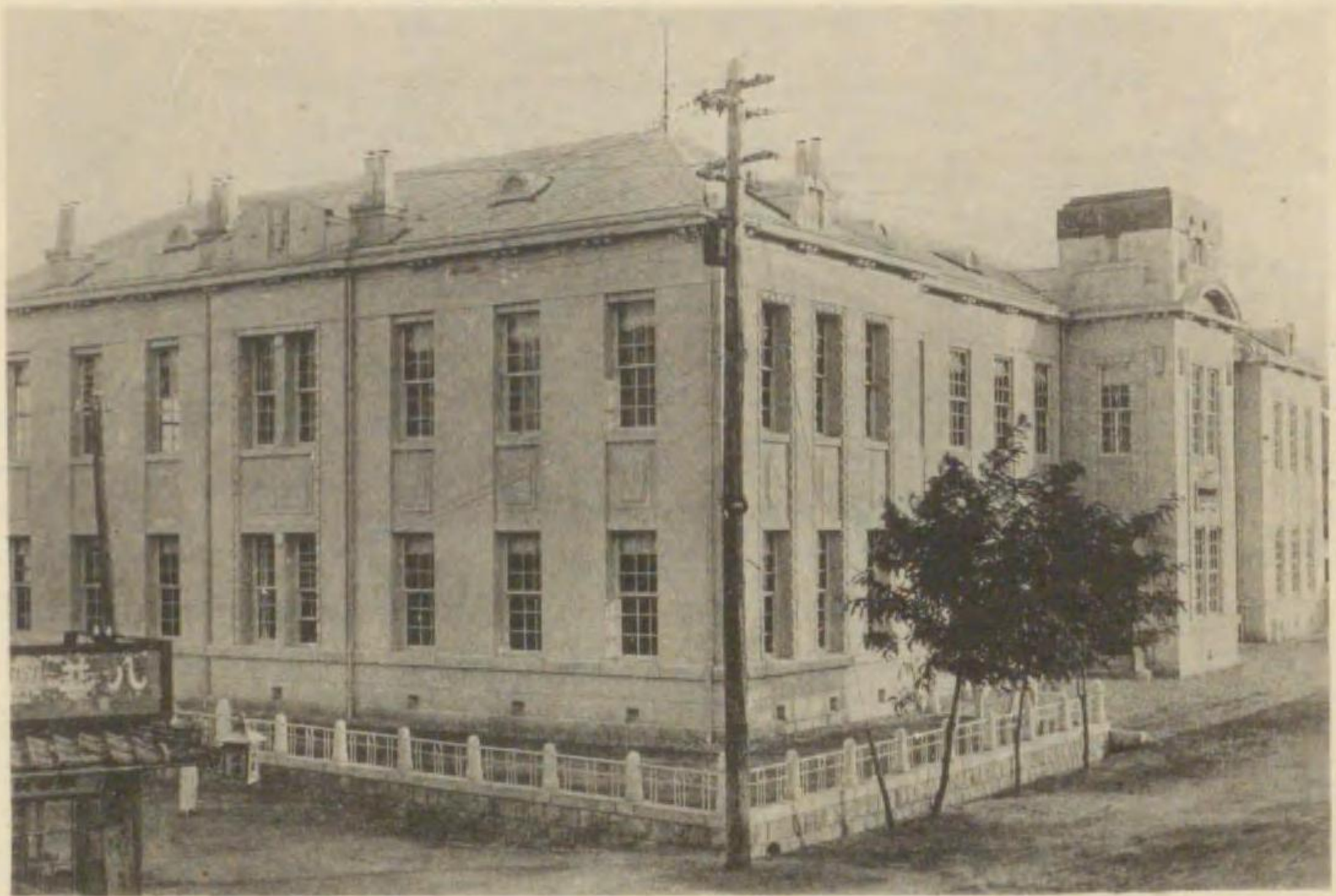
之を實施しました。

又組合員の福利増進施設として組合員の生計に必要な物品又は辨當等の供給の目的を以て購買組合を組織し、之が資金を要する局所に對し、共濟組合資金中より融通貸付の途を開き、昭和二年九月より之を實施しました。

通信

一 通信事業の沿革

往時韓國に於て郵便制度を稱し得べきものは税關相互間に往復する文書の送達に於て僅に其の形態を認むるに過ぎなかつたのでありますが、明治二十九年内地人を郵政顧問に傭聘し日本の郵便條例に倣ふて郵便規則を制定し、茲に初めて不完全ながら近世的郵便制度の創始を見るに至りました。其の後幾多の變遷を經、着々改善に勗むる



元山郵便局



平壤郵便局

所がありましたけれども、其の成績は依然として不振の状態に在つたやうであります。

帝國政府の韓國に於ける通信事業は、明治九年十一月釜山に郵便局を設置したのを以て創始とし、其の後各地の開港に伴ひ、内地人の移住者が漸次増加しました爲、明治十三年元山に、同十六年仁川に、同二十一年京城に各郵便局を設置し、それより順次木浦、鎮南浦、群山、馬山、城津及平壤に郵便局又は出張所を設置しました。

明治三十七八年戦役に際し、韓國政府は自國の現況に鑑み、其の經營せる通信事業を舉げて帝國政府の管理に委託するを得策なりと思惟し、帝國政府と協議の結果、遂に明治三十八年四月韓國通信機關委託に關する取極書を締結し、同年七月に至り從來併立せし日韓同種の機關を合同統一し、茲に朝鮮郵政史上に一時期を劃するに至りました。

其の後統監府の設置せらるるや、朝鮮に於ける通信事業は舉げて之を統監の管理に

屬せしめ、次で明治四十三年日韓併合に伴ひ朝鮮總督の管理に屬し、以て今日に至りました。

昭和六年度末現在に於ける局所の配置は都鄙を通じ八百九十五（分局、分室及出張所を含む）に達し、通信機關合同當時に比し實に四百五十局所を増加せるのみならず、其の取扱の内容は合同當時に於て大半通常郵便のみを取扱ふ郵便所であつたのを、漸次小包郵便、電信、電話、爲替貯金及簡易生命保險等の取扱を爲す局所に改めたる等其の取扱の内容に著しき改善を加へました。

二 通信事業の概況

通信機關の普及狀況 郵便局所數は全鮮を通じ七百八十一（分室七を含む）にして、面積二百八十二方呎六、人口二萬五千九百三十七人に對し一局所設置の割合であります。而して右郵便局所中電信事務を取扱ふ局所六百九十三、電話通話事務を取扱ふ局



局便郵道鐵城京



局分門化光局話電央中城京

所六百八十七あり、又電信、電話のみを取扱ふ局所として電信局七、電話局四（分局二及郵便局分室一を含む）、電信電話取扱所十一にして、尙外に鐵道驛に於ける電信線を利用して公衆電報の取扱を爲さしめつつあるもの九十三箇所（出張所一を含む）あります。朝鮮に於ける通信機關の分布状況を内地及其他の地方と對比して見るに左の通であります。

郵便取扱局所分布状況

區 別	局 所 數	一 局 所 當 り	
		面 積	人 口
朝鮮	217	384.08 <small>方 軒</small>	36,080
内地	9,954	38.36	6,575
臺灣	226	159.16	10,388
關東廳管内	33	17.33	6,148

通 信

區	別	局 所 數	一 局 所 當 り	
			面 積	人 口
南	太	7	306.97	9,947
樺	東	20	501.35	4,100
	管			

電信取扱局所分布狀況

區	別	局 所 數	一 局 所 當 り	
			面 積	人 口
南	太	7	306.97	9,947
樺	東	20	501.35	4,100
關	廳	101	451.22	3,690
臺	管	189	195.51	8,097
內		7,311	55.53	24,968
朝	鮮	804	274.54	25,195

電話取扱局所分布狀況

區	別	局 所 數	一 局 所 當 り	
			面 積	人 口
南	太	2	1,074.40	34,824
樺	東	4	777.87	6,381
關	廳	8	43.51	15,443
臺	管	14	33.9	39,833
內		5,608	68.13	11,493
朝	鮮	701	314.44	38,856

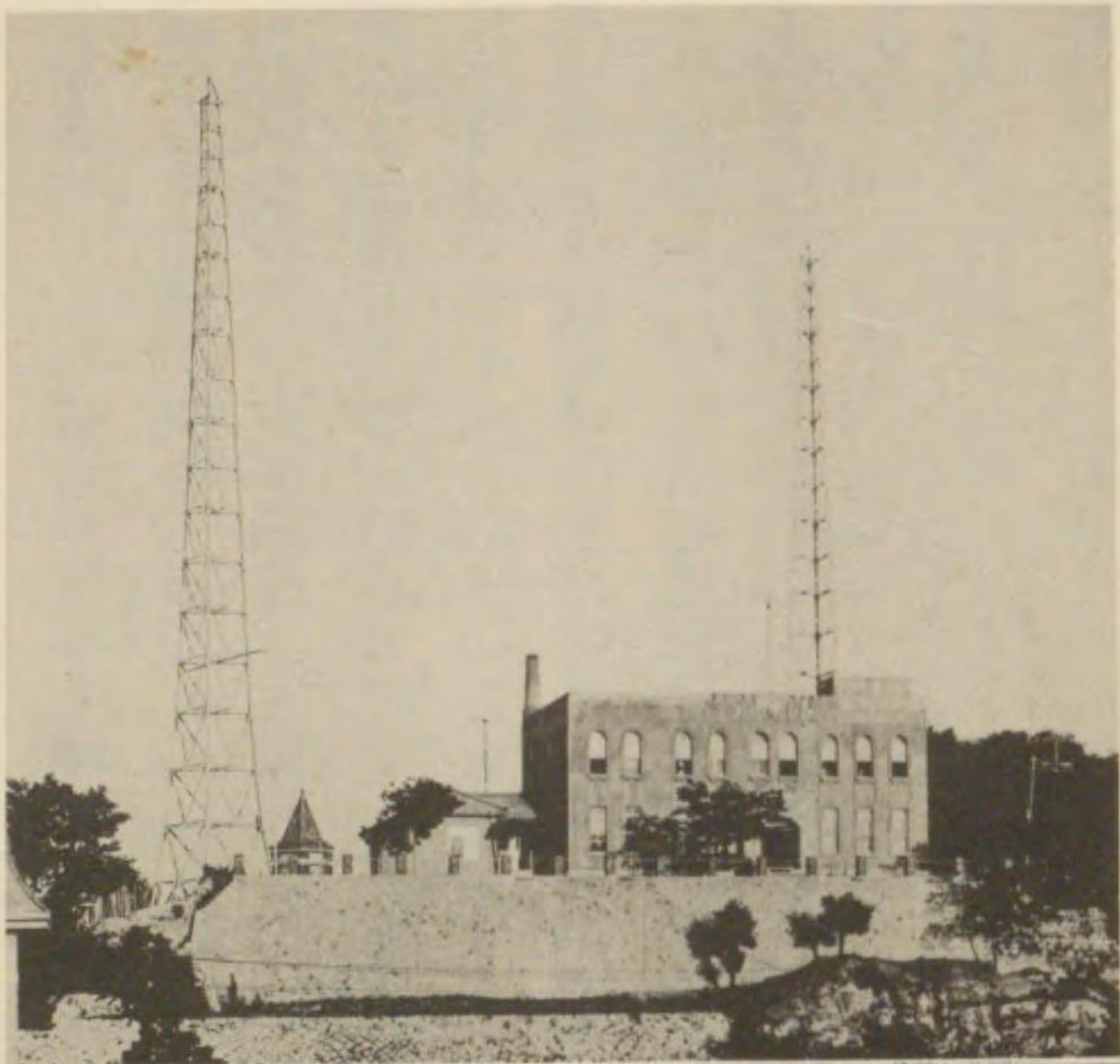
通信線路 先づ郵便線路は鐵道單長四千七百七十杆、通常道路單長一萬一千四百九十八杆、水路單長一萬三千二百四浬、航空路單長九百四十杆、で陸路に於ては朝鮮に於ける道路の發達せる關係上自動車交通頗る發達せるを以て、概ね之を郵便遞送に利用し、實に自動車遞送線路單長九千九萬五十杆に及び郵便物の速達上多大の利便を得ま

した。

次に電信、電話回線は陸上電信線路亘長八千四百四十八杆、同線條延長三萬九千三百十四杆、海底電信線路（朝鮮内）亘長百九十杆、同線條延長四百三十八杆、陸上電話線路亘長九千三百三十七杆、同線條延長十四萬四千十杆、海底電話線路亘長七杆、同線條延長百五十八杆に亘る現況で各地の通信狀況に照らし地方都邑間の連絡の完成を圖るに共に一面朝鮮と内地、滿洲の主要地間との圓滿なる通信の疏通をも圖つて居りますが近時通信の輻輳に伴ふ通信施設の改良増設を要するの急なるものあるに鑑み豫算の關係、施設の緩急等を考慮し漸次之が整備擴張を爲しつつある次第で、數年來の懸案に屬する内地朝鮮間の連絡電話線の施設も愈々之が實現の緒に就き又京城中央電話本局の手働式交換は之を自動交換方式に変更するに目下夫々準備中であり

ます。

それから既設の電話回線中には警備電話用として使用せらるるものの線條延長一萬



(上) 京城放送局 (JODK)
(下) 同放送ノ狀況

七千五百六十軒に及んで居りますが其の中には警備通話の専用に供するものゝ一般公衆のものを警備通話に兼用するものゝがありまして朝鮮に特有な經濟的施設であります。

又無線に於ては從來朝鮮にては三箇所の燈臺（内、一箇所は昭和二年十一月より當分休止）に於て、各燈臺間の通信及海軍艦船との中繼通信を爲すを目的として小規模の無線電信機を設置し、併せて近海航路の船舶との警報通信及海難救助の用に供しましたが、大正十二年四月陸軍所管無線電信の移管を受けたる爲、京城府龍山に京城無線電信局を設置したのを初めとし、木浦、濟州、釜山、鎮南浦及清津にも無線電信局を設置し、公衆通信の取扱を開始して居りますが、右の内京城無線電信局は從來の設備を擴張して在來の龍山局舎を送信所とし、別に京城郊外清涼里に受信所を設け、京城中央通信所に於て通信を送受する最新式に改装し、現在は内鮮各地間固定通信及對船舶通信並に航空通信を取扱ひ、尙昭和五年七月新に蔚山に航空用の無線電信局が設置せ

られ主として航空に關する通信を取扱つて居ります。

放送無線電話 放送無線電話は輒近内外急激の發達を見つつあるの狀勢に鑑み、大正十五年十一月社團法人京城放送局の設立を見、昭和二年二月より其の事業を開始しました。

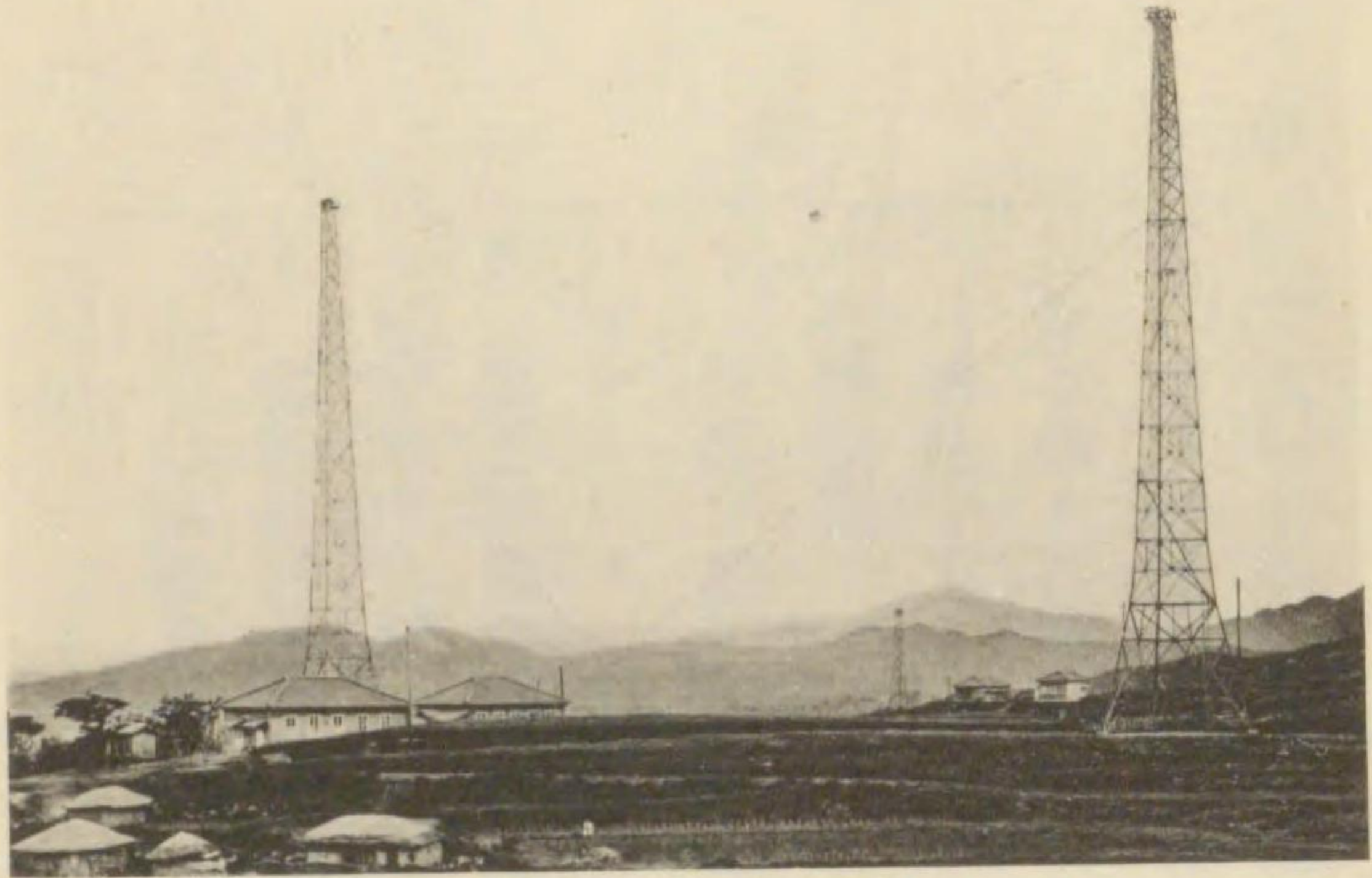
而して昭和七年三月末に於ける聽取者は内地人一萬二千四百九十三人、朝鮮人千七百五十四人、外國人六十二人、計一萬四千三百九人であります。

朝鮮に於ける特殊施設 通信事業の各種施設は概ね内地同様の制度を採用し、彼我共通の取扱を爲して居りますけれども、内地及他の植民地とは事情を異にするものがありますので制度上にも自ら異なる點があります。其の主要なるものは左り通であります。

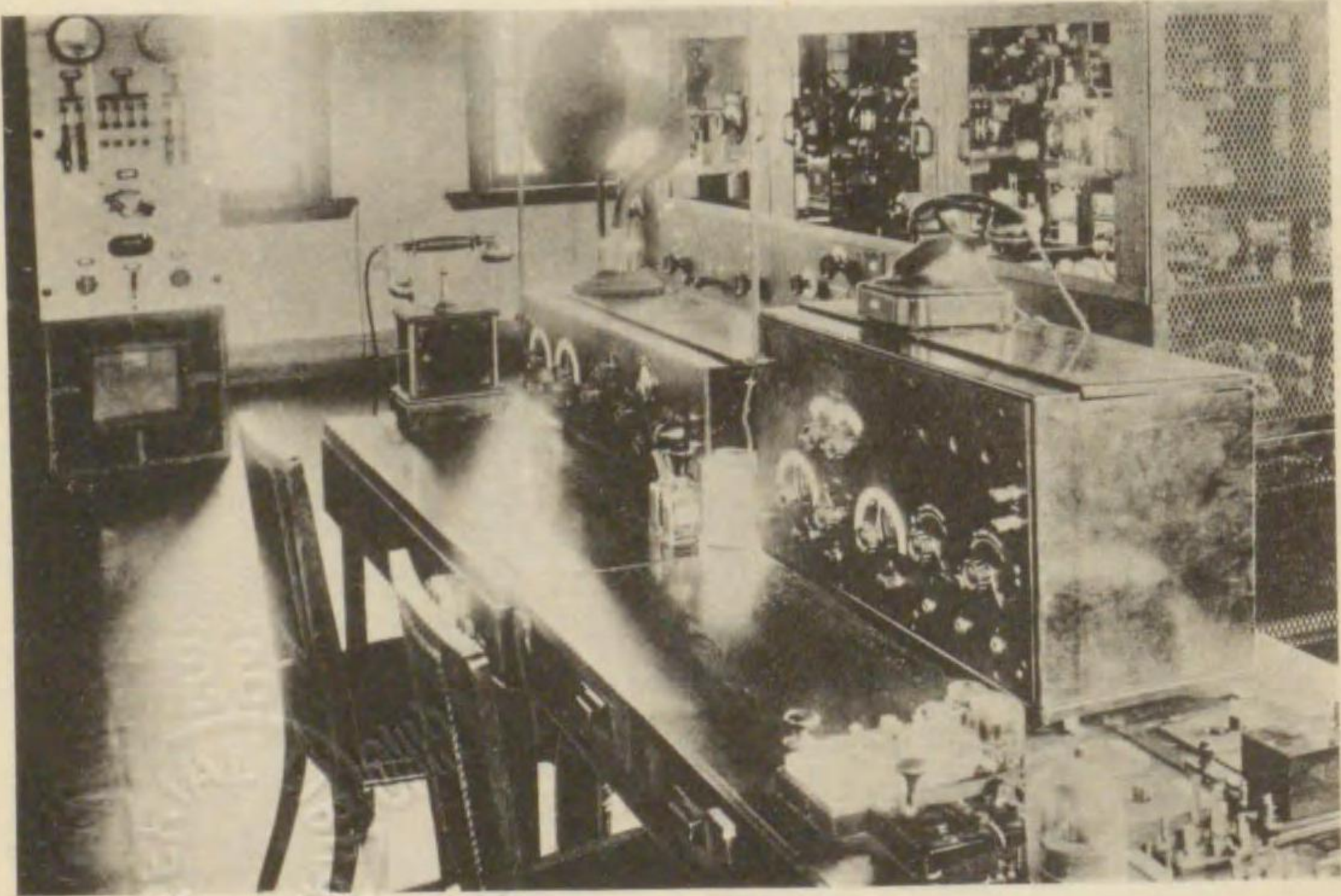
郵

便

- 1 普通小包の取扱を爲さず
- 2 小包郵便の出港税賦課徴收の事務を取扱ふ



蔚山無線電信局



同無線電信室

電

信

諺文電報（朝鮮固有の文字に依る電報）の取扱を爲す

1 市外發受用電話の制を設く（加入區域外の地に於て電話通話事務を取扱ふ郵便局所との間に電話の施設を爲し、其の電話機に依り市外通話を爲す制度にして、即ち市外通話のみを目的とする簡易電話交換設備）

2 警備電話の利用（警備上の目的に基く警備電話を公衆の利用に供す）

3 軍用電話の制（軍隊の必要に基き郵便局の中繼に依り又は軍隊相互間軍用に關する通話を爲さしむる制度）

1 高額爲替の取扱（金融機關の不備を補ふ必要上特に認可を受けたるものは證書一枚の金額を規定の制限額以上に高むることを得しむ）

電

話

通

信

爲替貯金
及其附帶業務

- 2 朝鮮人郵便貯金一部拂殘置額低下（朝鮮人の民度低きに鑑み貯金の拂戻残置額を十銭に低下す）
- 3 郵便振替貯金高額拂出の取扱（爲替高額振出と同様の理由に基き振替貯金拂出書に對しても高額拂出の制を認む）
- 4 開市日に於ける爲替貯金事務の取扱（日曜日に於ては爲替貯金等の取扱を爲さざるも、朝鮮に於ける地方金融の實情に鑑み日曜日が開市日に相當する場合には特に其の取扱を爲さしむ）
- 5 國庫金の取扱（内地に於ては各廳の歳入歳出金を取扱ふも朝鮮に於ては朝鮮總督府及其の所屬官署の歳入歳出金に限り之が取扱を爲す）

通信事業利用の狀況 最近年度中に於ける通信事業利用の狀況は、全般を通じ概して健實なる進歩を遂げ、逐年益々發展の趨勢を示して居るが、今、内地及其の他の地方の狀況を對比して見るに左表の通であります。

郵便比較

區別	通常郵便物數		小包郵便物數	
	引受配達	人口一に對する發出數	引受配達	人口百に對する發出數
朝鮮	三三八、四二、九一四	一一・八	三、〇〇五、六九三	九・九
内地	四、四〇九、五五一、六五一	六八・四	六、〇〇七、七五三	九三・二
臺灣	六六、七五三、三三八	一四・五	六七六、六一〇	一四・七
臺東廳管内	五六、三六、六九三	四三・四	四二一、三九五	三二・七
關東管内	二一、七九七、三七六	七三・八	一九四、五二四	六五・九
樺太	九七一、六七三	一四・〇	七、八〇八	一一・二
南洋				

郵便爲替比較

區別	内國爲替（振出）		外國爲替（振出）		人口十に對する内國爲替（振出）	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
朝鮮	三、〇四五、三八〇	八七、一三五、六三八	七、六三八	二四、六六〇	一・五	四三・三
内地	三、一八九、五七三	六七、六六三、九八一	四三、九四九	一、六一四、九四四	四・八	一〇四・七

郵便貯金比較

區別	現在高		預け人一人當り金額	人口千人當り	
	預け人員	預金額		預け人員	預金額
朝鮮	二、三三、八七二	四一、三三、六六九	一八、二四	一一、二	一、〇四五
内地	三三、六四九、五八三	二、四〇六、七三三	七、一五三	五、三	三、七〇三
臺灣	五、一六、〇四〇	一、六、〇九、九八六	三、一五	一一、	三、五〇〇
關東	二八四、二九五	三四、八三九、三六九	八七、三七	三四	一八、七〇四
東廳	一三八、九八五	七、四四八、三七三	五三、五九	四七、	三五、三三三
南洋	一一、九五三	一、三九七、六八五	一一、六九三	一七、三	一〇、〇九
臺灣	九七三、九一八	二六、九一四、一八二	一四、五七	二、一五	五九、四七
關東	六三三、〇九七	一六、四〇〇、七〇六	一、六三〇	四、七〇	一三四、八三
東廳	四七五、五三六	一八、六九七、五三四	七、	一六、一一	六三三、六三
南洋	四〇〇、八六六	四、三〇一、四〇一	七、	五、八八	六〇四、〇三

電信比較

區別	電報發信通數		人口十に對する發信通數
	電報發信通數	電報發信通數	
朝鮮	五、五九六、〇九	八、八三三、三八三	二、七六
内地	一、四八〇、五三四	一、九六五、四〇六	九、一一
臺灣	一、〇九四、七八五	八、九一七	三、三三
關東	一、〇九四、七八五	一、〇九四、七八五	一四、八〇
東廳	一、〇九四、七八五	一、〇九四、七八五	三七、〇九
南洋	八、九一七	八、九一七	一、三八一

電話比較

區別	電話通話度數		電話加入者
	電話通話度數	電話通話度數	
朝鮮	一八九、四〇八、七三一	三、一九四、三三九、九三一	三三、九〇〇
内地	三、一九四、三三九、九三一	六、一、六三四、九八〇	七、五、〇一〇
臺灣	六、一、六三四、九八〇	三四三、七四五、三八五	一三、〇五四
關東	三四三、七四五、三八五	三三、九八五、四六四	一九、四六〇
東廳	三三、九八五、四六四	一、二八九、九七一	五、一五四
南洋	一、二八九、九七一	一、二八九、九七一	二、六〇

三 通信機關合同當時並に施政當時と現今との比較

日韓通信機關合同當時に於ては諸般の設備不完全にして其の利用も亦幼稚の域を脱しませんでしたが、其の後制度が漸次改善せらるるに伴ひ、業務各般の利用も全く面目を一新し、現今の如き盛況を呈するに至つたのであります。

今、事業發展の内容の一斑を示せば左の通であります。

通信力の比較

種別	通信機關合同當時 (明治三十八年度)	施政當時 (明治四十三年度)	現 (昭和六年度)
通常郵便(發著)	四三、九三、四三四通	一〇〇、三六五、〇四一通	四九三、七〇〇、六四八通
小包郵便(發著)	二八六、七三四口	一、五八九、七三三口	五、〇一六、三三三口
郵便爲替(受拂)	四九〇、一一三三度	一、六八五、四四七度	五、六七一、八三二度
郵便貯金(預拂)	一五九、七〇五度	一、〇三五、七九〇度	八、三四六、〇九九度

電報(發著)	電話通話度数
一、五七〇、二八八度	四、七四八、三〇七度
四、〇六八、五六八度	二二、二六〇、九一八度
一一、一九四、六五八度	一八九、四〇八、七三一

郵便、電信、電話局所の比較

種別	通信機關合同當時 (明治三十八年度)	施政當時 (明治四十三年度)	現 (昭和六年度)
局所數	五四六	五〇八	九〇四

電信、電話機關の比較

種別	通信機關合同當時 (明治三十八年度)	施政當時 (明治四十三年度)	現 (昭和六年度)
電信局所	八	三〇九	八〇八
電話交換局所	六	三三	一七九
電話通話局所	七	一八五	一〇三
電話加入者	五〇、一	六四四八	三三、九〇〇

郵便遞送線路の比較

種別	明治三十九年度末	施政當時 (明治四十三年度末)	現 (昭和六年度末)
陸路	一、五〇四 杆	一、五三一 杆	二、五〇三 杆
水路	三、八六六	五、三三四	一八、九六〇
鐵路	三、九七七	五、四二六	三、七三六
航空路	—	—	八〇六

電信電話線路の比較

種別	通信機關合同當時 (明治三十八年度末)	施政當時 (明治四十三年度末)	現 (昭和六年度末)
電信線路 延長	四、六三三 杆	五、四五五 杆	八、六三八 杆
電話線路 延長	九、四八四	一一、四五三	三九、七五三
電話線路 延長	一、三三九	四八七	九、一四四
電話線路 延長	—	一六、二九四	一四四、二五八



朝鮮簡易生命保險

一 朝鮮簡易生命保險事業の沿革

朝鮮に簡易生命保險を實施しやうと謂ふ計畫は、大正三年頃に其の端を發しましたが、爾來幾多の曲折を経て、漸く昭和四年二月第五十六議會に於て關係法律案及豫算案の通過を見、同年十月一日より實施せられるに至りました。

二 朝鮮簡易生命保險の概要

朝鮮簡易生命保險は、多數民衆の利用に適する簡便なる生命保險で、政府の獨占經營するものであります。其の特長を擧ぐれば、保險加入の際、被保險者の身體検査を行はず所謂無診査保險であること、保險料は月掛とし且郵便局所より集金すること、保險金額の小口であること等であります。之が取扱機關としては中央に於ては、朝鮮

安 心 と 幸 福 は 保 険 か ら



朝 鮮 簡 易 生 命 保 險

總督府遞信局が事務管理廳を爲り、地方に於ては、全鮮七百五十九の郵便局所が契約の申込、保険料の受入、保険金の支拂、其他契約に關する諸般の事務を取扱つて居ります。

保険の種類は終身保険と養老保険の二種類で、養老保険には十年、十五年、二十年、二十五年、三十年、三十五年及四十年満期の七種があります。

加入の年齢は満十二歳以上満六十歳以下であります。

保険金額は被保険者一人に付て、二十圓以上四百五十圓以内であります。

本保険は所謂無診査保険である爲病弱者の加入を防止する必要があるため、保険金支拂に削減期間を設け、契約成立後一年以内に死亡したるものには死亡迄に拂込むべき保険料に相當する金額を支拂ひ、契約成立後一年を超え二年以内に死亡したる場合には契約保険金額の二分の一を支拂ふこと爲つて居ります。但し傳染病豫防令第一條第一項の傳染病（コレラ、赤痢（疫痢を含む）、腸チフス、バラチフス、痘瘡、發疹

チフス、流行性脳脊髄膜炎及ペスト）又は災害に因て死亡した場合には何時でも保険金の全額を支拂ふこと爲つて居ります。

保険料の拂込に付ては契約者の便宜を計り、特に契約者が郵便局所の窓口の窓口に拂込むことを欲する場合の外、毎月郵便局所員が集金に行くこと爲つて居り、又六箇月分以上を取纏めて前納する場合には半箇月分を割引すること爲つて居ります。

其の他貸付、契約の變更、契約復活の制度、癱疾者に對する保険料拂込免除等の特例があります。

尙朝鮮簡易生命保險審査會が設けられてありまして、加入者側と政府との間に紛争の生じた場合には單に書面に依る請求に依つて審査會の審査を受けることが出来るやうに爲つて居ります。

三 朝鮮簡易生命保險事業の成績

本事業は實施以來意外の好成績を収めて居ります。昭和六年度中の成績を擧げることの通であります。

(一) 事業成績

種 別	件 数	月 額 保 險 料	保 險 金 額
前年度末現在	二四六、九三三件	二七〇、一七三円	四八、一九三、三六五円
新 契 約	一七〇、六六六	一六三、一四九	二九、三三七、一七五
復 活 約	二、三六八	二、四六九	四三三、七九〇
死 亡 約	三、九七三	四、五〇一	八一、八七八
解 約	八、七〇八	九、八五九	一、六九六、〇九五
失 効	七六、一三六	六九、五三六	一三、四〇一、六四九
其ノ他ノ事由ニ因ル増減	△ 三三三	三、〇七六	五八六、一三五
年 度 末 現 在	三三〇、七八五	三三七、八三九	六三、五〇五、七七一

(二) 保険金支拂高

種 別	件 数	金 額
全 額 支 拂	九八件	一九、八八七円
半 額 支 拂	一、七三三	一八四、三三三
一 部 支 拂	三、三三三	一三、〇一〇
計	五、九七三	四〇三、二三〇

備考 本表の計数は事業創始以來の死亡契約であつて、昭和七年三月末迄に保険金の支拂を了したるものを掲ぐ

(三) 積立金の運用

本事業の積立金は朝鮮總督が之を管理することに爲つて居りまして、運用の方法は契約者に貸付をする外、國債で保有し、又大藏省預金部に預入し之を一般に貸付するところになつて居り、其の方針は朝鮮内の公共的又は社會政策的の事業に低利を以て貸付することとし、大體資金の地方還元を目標として居ります。現在積立金の額は四百四十四萬圓に達して居りますので其の運用に依つて産業の開発、公共的又は社會政策的の事業に貢献するもの蓋し少くないことでありませう。

航空

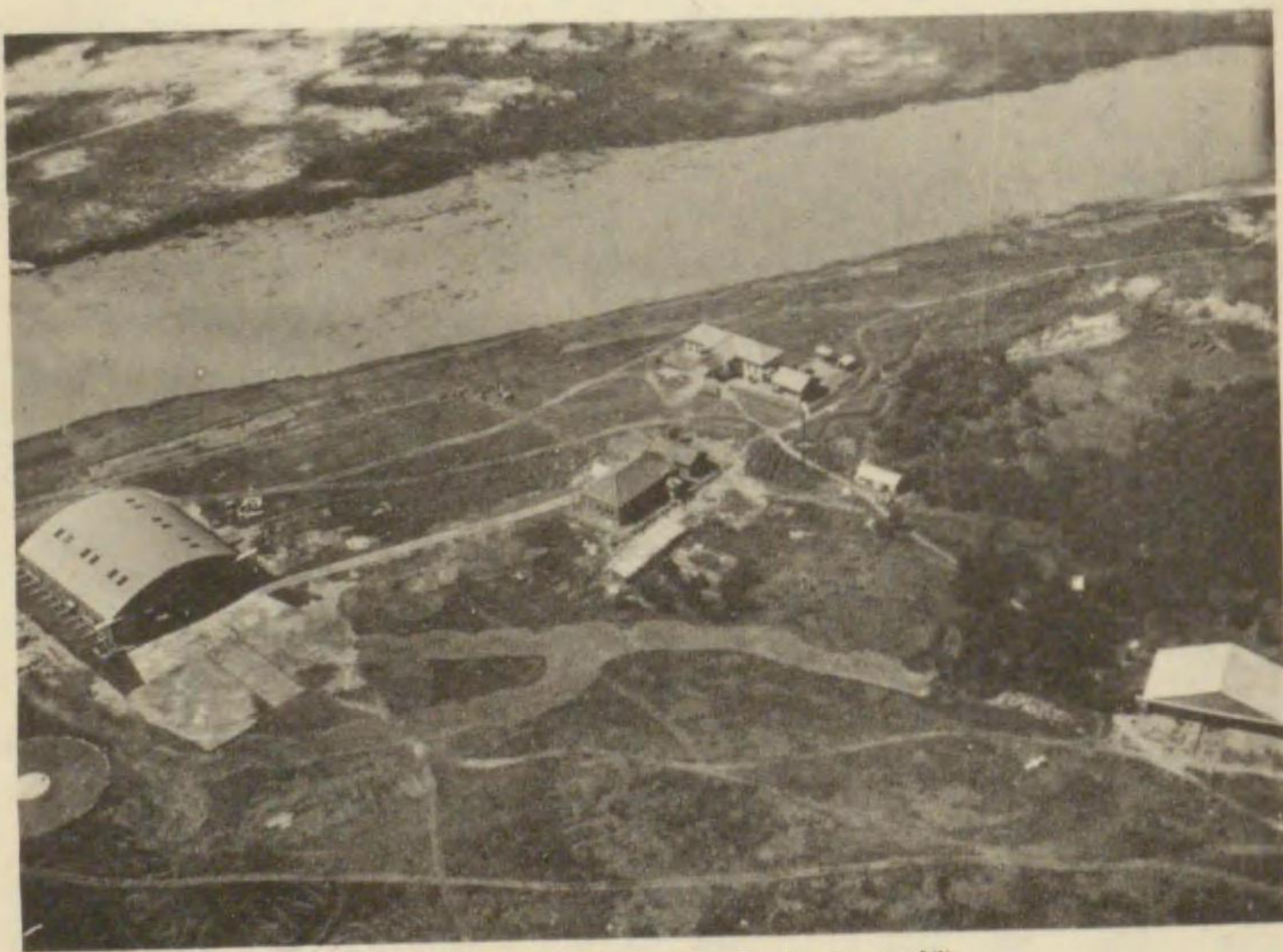
一 施設の概要

航空事業の發達が運輸、交通並に通信上極めて重要であり且國防上不可分の關係があることは言を俟たざる所であります。之が爲に歐米諸國は航空界の異常なる發展にも甘んずることなく益々其の發達を企圖しつつある狀況であります。

朝鮮は恰も國際航空路の要衝に位する關係上、又一面には民間航空事業の發展に應ずる爲航空路の設置は最も緊急を要する次第であります。航空路の設置には飛行場、航空標識、航空氣象觀測所の設置、航空用通信設備等を要し、之が爲には多額の經費を必要としますので、財政の關係、施設の緩急等を考慮して漸次其の整備を圖ることとし、先づ其の第一着手として飛行場並に其の附屬設備、航空標識の設置、航空用通信設備を致しました。即ち飛行場としては京城府外汝矣島及蔚山に之を設置し、



京城飛行場



機上より見たる京城飛行場

蔚山飛行場は昭和三年十二月飛行場開きを致しましたが、京城（汝矣島）飛行場も事務所及羅針盤修正臺、道路、飛行機計量機等の設備が完成し、昭和四年四月一日開場したのであります。又航空用通信設備としては昭和五年七月新に蔚山に航空用の無線電信局を新設し、京城無線電信局に受信設備を施しました。尙蔚山飛行場内に観測所支所を設置し、昭和六年七月一日より航空に關する氣象觀測を開始致しました。

次に航空標識は蔚山、黃澗、大田、天安、沙里院、平壤、定州及新義州の八箇所に之を設置し、此等は何れも既に竣功してゐるのであります。

二 民間航空事業の概況

曩に政府補助の下に成立しました日本航空輸送株式會社は、京城府外汝矣島に其の支所を、蔚山、平壤及新義州に夫々出張所を設置しまして内地、朝鮮及滿洲間定期連絡飛行を開始し、昭和四年四月一日から一週間三往復を、昭和五年四月一日から一週

間六往復日曜日を除き毎日を實施するところを爲つたのであります。

以上の外尙二人の民間航空事業者を有して居り、何れも相當の成績を擧げて居りますが、近時内外に於ける諸事情は朝鮮に於ける航空思想を著しく促進せしめ、從て民間航空事業も將來益々發達するものと思惟されるのであります。

昭和七年三月末現在の民間航空事業の概況は左の通であります。

日本航空輸送株式會社支所

出張所

同 營業所

航空輸送事業を企圖中の會社

航空關係技術者養成所

飛行機數

操縦士數

一

三

一

一

二

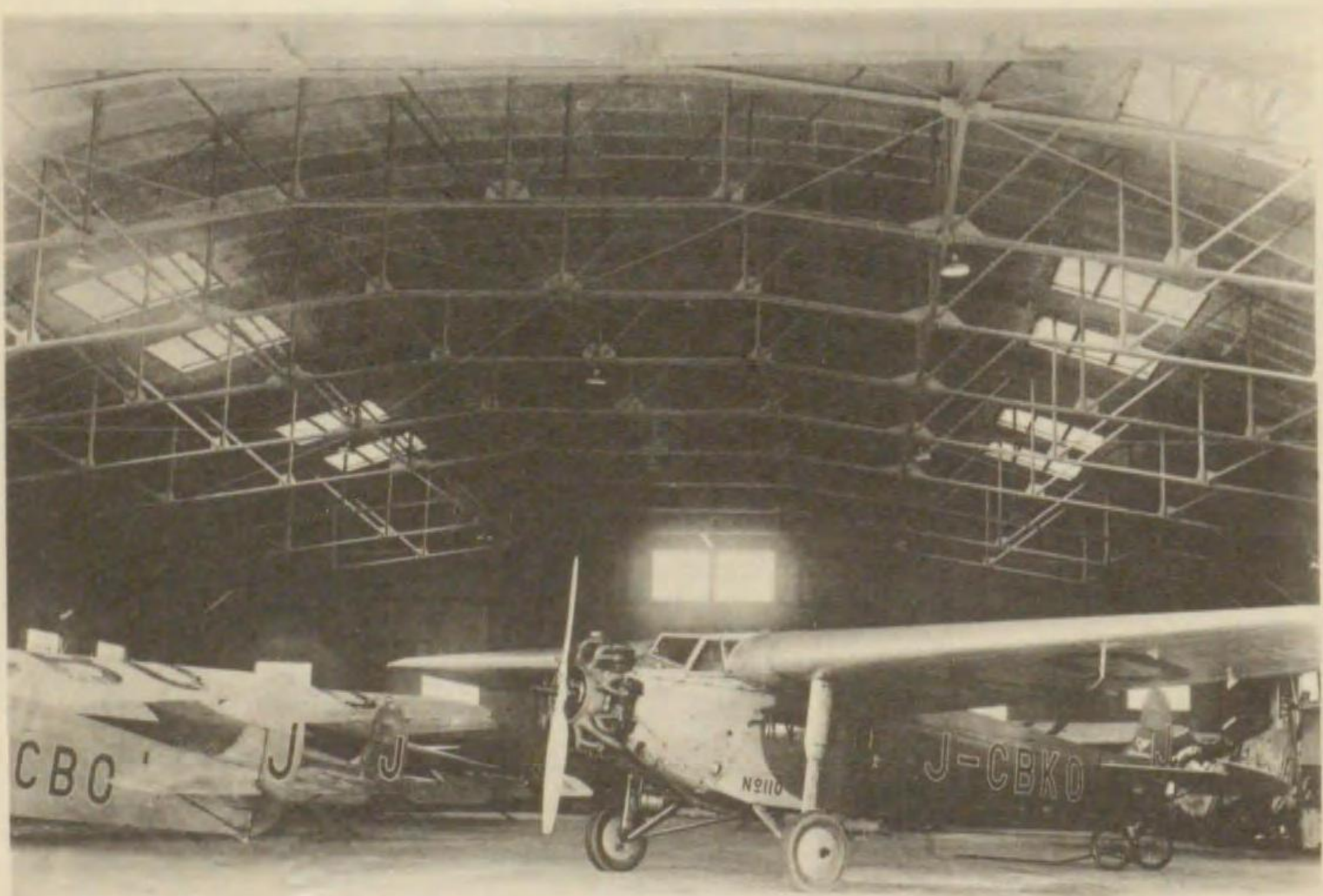
一一

二〇

(内地人 一五
朝鮮人 五)



日本航空輸送株式會社旅客機



日本航空輸送株式會社格納庫

機	關	士	數
航	空	士	數

七 (全部内地人にして内一名は操縦士にして機關士免狀を併有す)

九 (全部内地人操縦士にして航空士免狀を併有す)

海 事

一 海運事業の沿革

古來朝鮮は日本及支那に對し通商の事實がありましたけれども、近世に至る迄彼我僅に帆船の來往するものあるに過ぎなかつたのであります。然るに明治九年日韓修好條規が締結を見るに至りまして、初めて日本郵船株式會社所屬汽船の來航を爲り、次で元山及仁川の開港を見るに及び、大阪商船株式會社も亦汽船航路を開始し、爾來世運の進歩に伴ひ内地、朝鮮間及朝鮮内沿岸全部に亙りて汽船航路を漸増し、遂に今日あるを致したのであります。

海運事業は之を大別して本府の補助命令に依るものと、本府以外の命令に依るもの

又は命令に依らざるものに分つこきを得るのであります。先づ本府命令に依るものよ
り述べますれば、由來韓國政府時代に於ける海運に關する施設としては何等見るべき
ものがなかつたのであります。日清戰役後、同政府は海運事業の忽にすべからざる
を悟り、當時政府の所有船であつた蒼龍外一隻を日本郵船株式會社に貸與し、政府保護
の下に北鮮方面の航海を爲さしめ、爾來同會社は其の保護の下に之を繼續するこき三
箇年に及びましたが、偶釜山に於て朝鮮人の經營する協同汽船會社が設立されました
ので、政府は日本郵船株式會社に對する委託を解除するこ同時に、同社に對して其の
所有船の拂下又は貸與を爲し其の經營を引繼がしむるに至りました。其の後明治三十
年仁川在住の堀某が仁川、群山及大同江附近の間に航路を開始し、日本郵船及大阪商
船兩會社の釜山、仁川航路と連絡を取り、専ら米の輸出を圖りましたけれども、經營
數年にして廢止するに及び、元山在住の吉田某は其の使用船を買收して、元山を起點
とする北鮮沿岸航路を開始しましたが、經營動もすれば困難を告ぐるに至りましたの

で、明治四十一年韓國政府は國幣三萬圓を割いて前記の吉田某に貸與し、釜山雄基間
に命令航路回線を開始せしめました。之が朝鮮に於ける命令航路の濫腸であります。

東沿岸に於ける航運は斯の如く稍々節制ある秩序的航海を見るに至つたのでありま
すが、南沿岸の航運に對しては未だ何等の施設なく、物資の運輸上圓滑を缺く所のも
のが少くないので、當時の釜山理事廳は民間有力者を説いて釜山汽船會社を創立せし
め、韓國政府も同社に命令して、金三萬圓を貸與し浦項、木浦間に命令航路を開かし
めましたが、其の後幾何もなくして松江の共同汽船、大阪商船等の競争航路が現れま
した爲其の經營に動搖を來たし、之が爲釜山汽船會社は維持甚だ困難に陥つたのであ
ります。更に明治四十二年に至つては韓國政府は更に木浦在住の武内某に對し年額約
五千圓を貸與して多島海及木浦、群山間に命令航路を開始せしめ、南沿岸に定期汽船
の出入を見るに至りました。而して上叙の命令航路は日韓併合の大業が行はるゝに及
び朝鮮總督府に於て之を繼承しました。

斯くして朝鮮沿岸は西北部を除くの外定期航路の實現を見るに至りましたが、何れも小規模の會社又は個人の經營に屬し、朝鮮産業の奨勵、貿易の振興、交通の改善發達等は之を期待すべからざる状態でありましたので、總督府は命令期間の將に滿了せんとするのを好機として、個々に分立せる各經營者に對して合同經營を慫慂しました結果、明治四十五年一月を以て資本金三百萬圓の朝鮮郵船株式會社の成立を見るに至りました。依つて總督府は同社に對し明治四十五年度以降三箇年を期して沿岸定期航路九線の航海遂行を命令し、茲に始めて沿岸航路の統一を見たのであります。其の後命令を更改するに六度、朝鮮海運の實勢と貿易並に産業状態とより之を查覈して専ら近海航路への進出の計畫を樹て、現在沿岸航路二線、近海航路九線、寄港（近海）航路四線、河川航路二線、計十七線を命令して居ります。

更に地方廳其の他の命令及官公營の航路に就て海運事業消長の跡を尋ねて見まするに、命令に於ては日本郵船及大阪商船の兩社は朝鮮の開港と共に遞信省の命令に依り

朝鮮航路を開始し、經營十數年に互り朝鮮産業の開発に貢獻せし所少くなかつたのであります。其の命令解除の已むなきに至つた後に於ても、日本郵船は横濱、北支那線の往航を仁川に寄港せしめ、又大阪商船は自營と地方廳の補助に依り西鮮沿岸航路を、又陸軍省命令に依つて互光商會と共に東沿岸航路を經營し、以て十數年に及びましたが、其の後各社共廢航致しまして、現在では僅に大阪商船會社のみ自營定期航路を繼續して居ります。又對馬商船會社は地方廳の補助に依つて長崎又は博多より釜山との間の航路を、阿波國共同汽船會社は關東廳の補助に依つて大連、仁川間の航路を經營し、其の後大正十一年に至つては本府も亦之を補助し、其の他地方廳の補助又は其の經營に依るもの近海航路以下十數線を算する状態であります。

次に自營航路に在りましては、仁川の堀某が西海岸の一部に航海を開始したのを以て嚆矢とするものの如く、次で元山の吉田某、仁川の秋田某等、年々漸を逐ふて沿岸及近海に幾多の經營者が續出するに至りましたが、何れも其の事業に消長があつて開

廢常なく、其の沿革を經營は今之を詳にすることが出来ませぬけれども、逐次朝鮮の産業開發に依りて健實なる經營者を増加し、今日に於ける自營航運の隆盛を致したるものであります。而して昭和七年四月一日現在に於ける定期航路は前記の本府命令航路十七線の外他官廳命令航路十線、官公營航路四線、自營航路九十七線の多數に上つて居ります。

二 海運事業の概況

船舶 朝鮮に於て初めて船舶事務を執行したのは明治四十三年四月でありまして、當時海事行政事務は度支部關稅局に於て之を管掌し、仁川、釜山、元山及鎮南浦の各稅關をして管海官廳の事務を掌らしめ、尙外に各開港場に於ける統監府理事廳に於ても亦登録及檢査事務を執行せしめて居りました。而して創業當時たる明治四十三年度末に於ける登録船舶は汽船四十隻、七千八百十五噸、帆船三十三艘、千九十九噸、石

數船十五艘、四百六十八噸で今日の隆盛に比すれば洵に微々たるものであります。

明治四十五年海事行政事務を遞信局の所管に移し、次で大正三年海事法規の統一を見るに及びまして朝鮮に於ける海運事業も驟々乎として進展し、置籍船舶も亦著増の趨勢を見るに至りました。試に創業當時の船舶數を僅々四箇年を経過したるに過ぎない大正三年度末の現在數に比較して見るに船數に於て二百五十二艘、噸數に於て一萬一千四百三十七噸の大増進を示して居ります。

而して此の著しき増加の現象は、從來無鑑札又は韓國政府より交付したる鑑札類似の證票に依り自由に運航に従事して居りましたものが、新法の適用に依りて漏なく登記登録を爲したる特殊の理由に因ることも確に其の一因ではあります。尙當時已に事業の進運の特に著しかつた事も亦見逃すことは出来ません。爾來此の趨勢は年を逐うて益々健實味を増し、加之、機を見るに敏なる船主間に朝鮮に於ける置籍が内地又は關東州に比し有利なることが認めらるるに及びまして、大正五年前後に於ては特に

大型汽船の朝鮮に轉籍するものが輩出するに至りました。而して昭和七年四月末現在に於ける登録船舶数は汽船二百五隻、五萬一千六百八十一噸、帆船七百五十艘、二萬五千百三十八噸の多數に上り、之を創業當時に比すれば船數に於て百七割、噸數に於て八十一割の増加を示して居ります。

造船及鐵工業に對しては從來何等保護政策として見るべきものがなく、僅に船舶建造及修繕用物品承認規則並に同物品輸入税免除認許に關する件を制定して造船獎勵の一助たらしめて居りましたが、資本及設備の充實せるもの少く而も其の能力は漸く二百噸未滿の新造及修繕を爲すに過ぎませんでした。昭和二年釜山西條鐵工所に於て初めて總噸數三百噸の鋼鐵船の建造を見ましたが之が先づ朝鮮造船史上に於ける特筆すべき記録であります。

朝鮮に於て造船事業の兎角振はないのは種々な理由がありませうが、熟練職工の不足造船材料を總て内地に仰がなければならぬ關係上、勢ひ賃銀並に材料の不廉を爲り、之が爲に船舶所有者は多く所有船を内地に廻航して修繕を施すの實情に在つたやうであります。然るに偶々戰時活況に由る一時的現象として大正六年以後に於ては一般に船腹不足の影響を受け、朝鮮造船界にも一時異常なる活氣を呈し、就中鴨綠江畔に在りては比較的大規模の造船所を設立し、鴨綠江材を以てする大型帆船の新造を爲し、其の需要は鮮内及支那方面に迄伸長するに至りましたが平和克復と共に船腹緩和を爲り事業上に一頓挫を來し、其の後打續く一般海運界の不況に伴ひ再び沈衰の狀態に陥つて仕舞ひました。

而して大正元年以降昭和六年度に至る鮮内各造船所に於て新造したる總噸數二十噸以上のものにして朝鮮に置籍したる數は汽船五十二隻、二千五百六十三噸、帆船三百七十艘、六萬三千四百八十三噸に及んで居ります。

海員 海員の保護及取締に關しては、韓國政府時代に在つては何等施設の見るべきものがなく僅に隆熙四年(明治四十三年)に發布せられた検査法規中技能劣惡の職員に

對する制裁的の一條文があつたに止り、事實上は内地の規定を參酌して其の取締を爲して居りました。殊に帆船の如きに至つては往々にして無免狀者が自由に操縦して居たやうな次第で従て海難の事故等も生じ易く、航海上の保安は到底期待し得られないばかりでなく、職員試験制度が確立して居ない爲に有技者は總て之を内地に求めなければならぬ狀況に在り、自然海運事業の發展に影響する所が甚大でありました。而して大正三年船員及船舶職員に關する法規の發布を見るに及びまして此等の弊は一掃され、海員に關する施設は漸次完備するに至りました。然るに歐洲戰亂は帝國の海運事業をして急激なる發展を爲さしめたる結果、海員の需給俄に均衡を失し朝鮮の海員も亦其の影響を受けて不足の狀態が日を逐うて増大しましたので之が對策として一面管海官廳をして海員養成上多大の努力を竭さしめ、更に講師を各地に派遣して出張講習を爲さしむる等機宜の措置を施すと共に尙海員養成機關急設の計畫を樹て大正八年七月海員養成所を仁川に設置しました。



梅 加 島 燈 臺



北 長 子 岐 燈 標

其の後鎮海に校舎を新築して昭和二年八月同地に移轉し専ら内容の充實改善を期し
つつあります。其の外船舶職員試験を毎年二回定期に仁川及釜山の管海官廳所在地に
於て之を行ひ、尙必要に應じて各地に臨時試験を執行する等銳意其の充足に意を用ひ
つつあります。

而して昭和七年三月末現在に於ける海員數は内地人二千二百九人、朝鮮人三千七百
一人、外國人百九人、計六千十九人の多數に上つて居ります。

航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治二十七、八年日清戦役に際し、日本政
府に於て艦船の通航上標識設置の必要を感じたる結果、明治二十八年六月より九月に
至る四箇月間に互り汽船明治丸をして朝鮮全沿岸に於ける燈臺建設位置の調査を爲さ
しめたるに始り、其の後明治三十四年時の駐韓日本公使は、明治十六年七月日韓兩國
間に締結せる日本人民貿易規則に基き韓國政府に交渉したる結果、同國政府は日本よ
り技師を招聘して各航路に標識を建設するの計畫を樹つるに至り、明治三十五年初め

て仁川に海關燈臺局を設置し、度支部管理の下に小月尾島外三箇所の建設に着手し、翌三十六年點燈を開始したるを以て嚆矢とします。

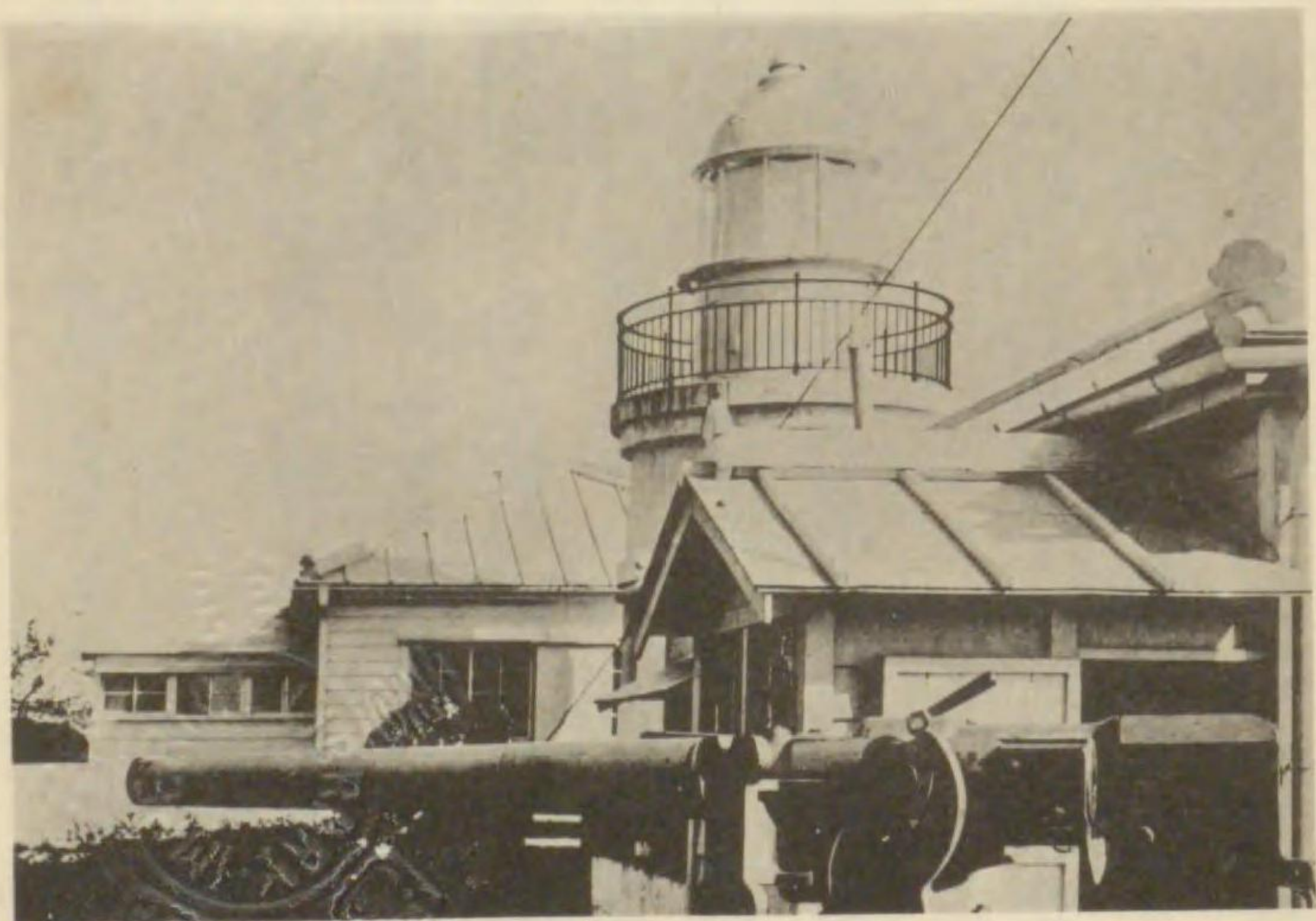
其の後日露戦役に際會し、日本大本營に於て鴨綠江に多數の浮標を碇置し、一面工
事用船舶並に技術員を韓國政府に提供して西南岸に於ける標識設置に便宜を與へたる
のみならず、日本海軍に於ても進んで南岸及東岸に燈竿四箇所を建設し以て韓國政府
の計畫と相俟て標識の急設を圖りました。

明治三十九年度より五箇年間繼續事業として韓國政府は全沿岸に互りて標識施設に
着手したる結果相當整備するに至りました。而して明治四十三年日韓併合成り諸般の
施設は着々として改善せらるるに及び航路標識も亦逐年改良増設せられ、昭和七年三
月末現在に於ては燈臺六十九基、其の他の夜標六十五基、晝標百十二基、霧信號二十
三基、計二百六十九基を算するに至りました。

然れども之を海岸線の割合より見るときは全標識に對して六十五軒に一基の割合と



下 島 燈 臺



西 島 燈 臺

爲り、就中夜標に至りては百二十九杆に對し一基の配置に過ぎず、之を歐洲諸國の海岸線四杆乃至十九杆に一基、支那の五十杆及内地の六十九杆に一基の割合なるに比較するときは朝鮮に於ける標識施設は其の配置、内容ともに甚だしく劣勢に在るを謂はなければなりません。

殊に朝鮮の沿岸たるや、西南岸の一帶は幾多の島嶼が碁布星列し、加ふるに潮水の干満の差の甚だしきところは世界に其の類例少く、從て潮流急激なるのみならず、且全沿岸を通じて春夏の候襲來する濃霧に至りては航海を困難ならしむること甚大にして、海難を惹起し、人命財産等の保全は到底期し得られない實情に在り、之が改良増設は洵に焦眉の問題でありますが、豫算の關係上一時に之が理想的完備は到底期し難く、先づ最も緊急施設を要するを認むべきもの四十餘基の建設を企畫し、漸次實現に努めつつあります。

海員審判 朝鮮に於て初めて海員審判制度を實施したのは大正三年六月海事に關す

る諸法規の實施と同時に、其の職員は朝鮮總督府海員審判所官制の定むる所に依り所長一人、審判官六人、理事官二人、書記三人を以て定員とし、所長、審判官及理事官（審判官の内二人は朝鮮總督府判事の中より任命す）は何れも朝鮮總督府遞信官署高等官中より之を任命し書記も亦同判任官中より之を任命します。

審判組織は所長、審判官の内三人の列席合議を以て之を行ひ一審制度を採用して居ります。而して從來發生したる海難事故の主なるものは衝突、乗揚、接觸及汽機の損傷等が其の大部分を占め、多くは職務上の過怠に起因して居ります。

三 施政當時と現今との比較

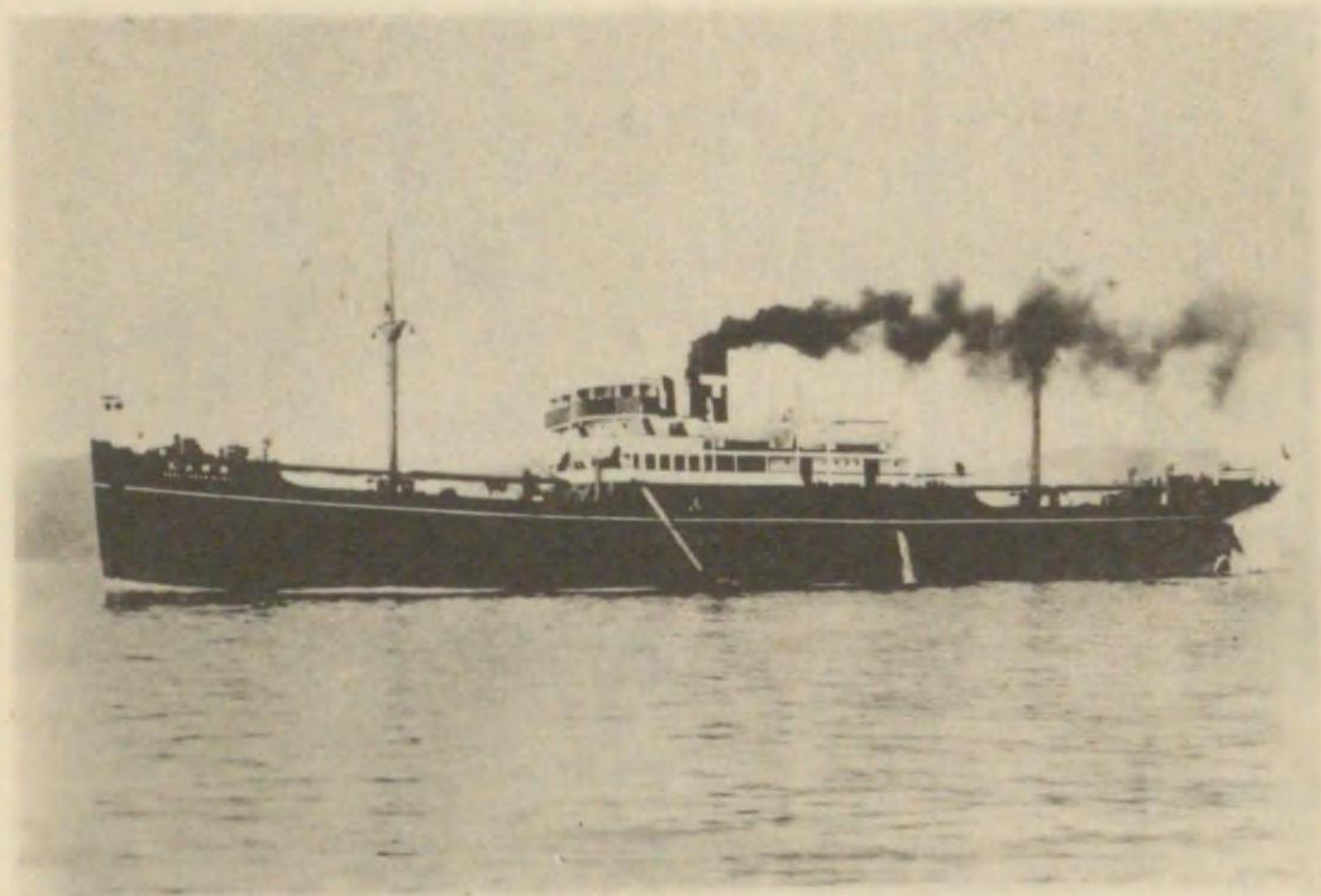
今、明治四十三年施政當時の狀況より十箇年經過後の大正九年を経て現今を通じての海運事業の發達消長の跡を表示して見るに左表の通であります。

命令航路

種 別	施 政 時 (明治四十三年度末)	大 正 九 年 度 末	現 今 (昭和七年四月一日)
線 路	八 線	三 線	七 線
使 用 船 隻	一、八、一〇	一、七、一〇	一、〇、〇、〇
噸 數	噸 〇 艘 八 線	噸 六 艘 三 線	噸 七 艘 七 線

登簿船舶

種 別	施 政 時 (明治四十三年度末)	大 正 九 年 度 末	現 今 (昭和七年四月末)
汽 船	七、八、一〇	三、八、一〇	五、一、六、一
帆 船	一、三、七	一、七、〇、七	一、一、一、七
總 噸 數	噸 〇 艘 四 艘	噸 三 艘 三 艘	噸 九 艘 四 艘



(噸一九〇.二) 丸安慶船航就路航海近 社會船郵鮮朝



(噸四八六.二) 丸海本日·船航就路航海近·社會船汽谷島

航路標識

再掲	船員	種別
海技免狀受有者	1,100	明治四十四年度末
	3,912	大正九年度末
	11,511	(昭和六年度末) 今

海員

帆	汽	種別
船	船	
總噸數	總噸數	
2,499	1,200	(明治四十三年度末) 時
6,963	919	大正九年度末
7,330	4,581	(昭和七年十二月末) 今

不登簿船舶

海事

電 氣

一 電氣事業の沿革

朝鮮に於ける電氣事業は明治三十二年米國人コトルブラン經營の韓城電氣會社（後漢美電氣會社と改む。京城電氣株式會社の前身）が韓國政府の特許を得て京城に軌道を敷設し、電氣鐵道事業を開始したるを濫腸とし、更に明治三十四年同社に於て電燈事業を兼營するに及んで、始めて朝鮮に電燈の光を見るに至りました。併し此等は何れも外國人の經營でありまして、本邦人の手に依つて創設せられたのは同三十九年に

種 別	施 政 時 (明治四十三年度末)	大 正 九 年 度 末	現 今 (昭和六年度末)
夜 晝 霧	七	六	三
標 標 標	一〇〇	一〇二	一一三
信 號	一六	一九	三

於ける仁川及釜山の電燈事業であります。然るに當時は民度が低かつた爲其の發達も遅々として見るべきものがなかつたのでありますが、同四十三年日韓併合と共に百般の産業が興隆するに伴ひ、電氣事業を企畫するものも漸く多きを加へるに至りました。

二 電氣事業の概況

前述の如く電氣事業の發達は極めて晩近のことでありまして、即ち明治四十三年三月末に於ては事業者數營業用僅に三、其の資本金三百二十五萬圓、拂込資本金二百六十四萬九千八百圓、發電力千六十五キロワット、電燈數一萬五千八百十五燈を算するに過ぎなくて、電力の需要は皆無でありましたが、昭和七年三月末に於ては營業用實に九十二、資本金二億二千二百萬七千圓、拂込資本金九千九百三十六萬一千八百八十八圓、發電力四十九萬二千二百八十四キロワットにして、其の内營業を開始せるもの八十六、資本金一億二十三萬七千圓、拂込資本金九千八百六十九萬六千八百八十八圓、

發電力二十四萬四千四百五十七キロワット、電燈數百七十八萬四百六十七燈に達し、主要都市は勿論相當なる集團地に於ては電燈を點せざるものは殆どないやうに爲りました。

その他電氣工作物を施設せるものは自家用百四、發電力三萬五千二百二十八キロワット七十九、官廳用十六、發電力二千七百九十キロワットであります。

營業用電氣事業の詳細は左表の通であります。

開 業 の 分

事業者名	事業目的	資本金	拂込資本金	原動力	電力	發電力	電燈數	電燈需要家數
京城支店	電燈、電力、鐵力	11,000,000	11,000,000	受汽受瓦	電力	20,000 K.W.	639,309	76,318
水原支店	電燈、電力	11,000,000	11,000,000	受汽	電力	20,000 K.W.	10,333	2,187
仁川支店	同			受汽	電力		63,907	9,053
馬山支店	同			受汽	電力		21,033	4,399
鎮海支店	同			受汽	電力		10,180	1,497
京城電氣株式會社	同			受汽	電力		1,000	1,000

事業者名	事業目的	資本金	資拂本金込	原動力	發電力	電燈數	需要家數
朝鮮瓦斯電氣株式會社	電燈、電力	六、〇〇〇、〇〇〇	三、七、〇〇〇、〇〇〇	瓦斯	九、九五〇 K.W.	二、五、三三三	五八、〇九三
元山水力電氣株式會社	電燈、電力	七、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	水	三、四〇〇	四、三、三三三	六、六七八
鎮南浦電氣株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	瓦斯	一、四〇〇	二、三、〇〇七	三、九六三
平壤府	電燈、電力	二、三三〇、〇〇〇	二、三三〇、〇〇〇	瓦斯	一、五〇〇	九、六、〇八一	一七、〇〇〇
朝鮮電氣株式會社	電燈、電力	一、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	瓦斯	一、四〇〇	五、一、四〇八	七、五、四六
大田本店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	三、三、三三三	三、三、三三三
大田電氣株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	瓦斯	一、四〇〇	四、五、〇〇四	八、一、一
鳥致院支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	一〇、五、七二〇	二、〇、八八
清州支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	四、〇、五九九	一、一、五一一
忠州支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	一、七、八六六	六、九、六
原州支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	七、六、五〇三	一、四、五、四三三
大邱支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	三、五、一、七二	五、九、五、四
咸興支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	同	同

事業者名	事業目的	資本金	資拂本金込	原動力	發電力	電燈數	需要家數
大興電氣株式會社	電燈、電力	一、一〇〇、〇〇〇	一、七、七〇、〇〇〇	瓦斯	一、四〇〇	五、〇、五、六	一、一、八〇
金泉支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	四、三、三九	一、一、八六
浦項支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	三、一、一、七三	四、九、四三
光州支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	五、六、五、一	一、六、二、五
統營支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	一、九、七、五	六、〇、六
尙州支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	一、一、九〇	三、〇、三
永同支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	五、一、八	三、三、三
求禮支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	五、三、三、八	一、二、五、九
榮山浦支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	一、四、三、三八	四、六、六六
開城電氣株式會社	電燈、電力	五〇〇、〇〇〇	四、三、五、〇〇〇	瓦斯	一、四〇〇	五、八、七、四	一、七、三、九
開城本店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	三、六、三、三八	四、五、六、九
新幕支店	同	同	同	瓦斯	一、四〇〇	八、四、四、四六	一、五、二、八三
木浦電燈株式會社	電燈、電力	三〇〇、〇〇〇	四、三、五、〇〇〇	瓦斯	一、四〇〇	一、〇〇	四、五、六、九
南朝鮮電氣株式會社	電燈、電力	二、四〇〇、〇〇〇	一、七、七、九〇〇	瓦斯	三、六、五、〇	六、一、四、二、一	六、二、七、七
新義州電氣株式會社	電燈、電力	七〇〇、〇〇〇	三、三、五、〇〇〇	瓦斯	一、四〇〇	九、三、三、六	一、五、三、三
會寧電氣株式會社	電燈、電力	一五〇、〇〇〇	一〇、五、〇〇〇	瓦斯	二、八〇	同	同

電氣

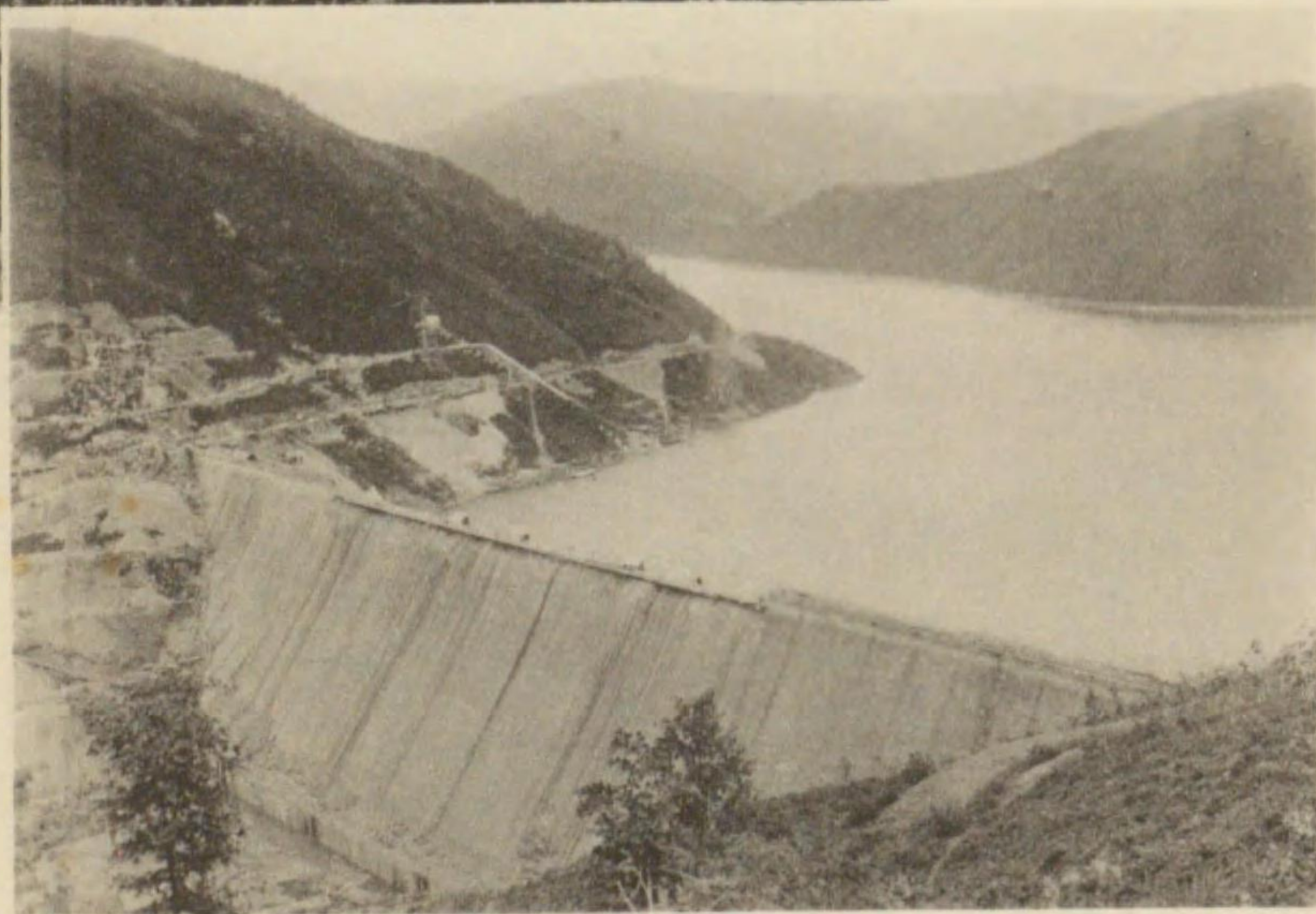
事業者名	事業目的	資本金	資拂金込	原動力	發電力	電燈數	需要家數
兼二浦邑	電燈、電力	投資額 400,000 円	50,000 円	受汽	K.W. 1	1,946 燈	743 戶
朝鮮電氣興業株式會社	同	5,000,000 円	1,500,000 円	重汽	10,000	1,601	564
海州電氣株式會社	同	100,000 円	150,000 円	重瓦	1,36	8,904	1,834
麗水電氣株式會社	同	100,000 円	85,000 円	重瓦	3,68	2,273	747
公州電氣株式會社	同	100,000 円	115,000 円	重瓦	4,60	7,551	1,316
蕙山鎮電氣株式會社	同	110,000 円	55,000 円	同瓦	6	4,987	1,243
安州電氣株式會社	同	50,000 円	50,000 円	受汽	4,5	2,071	458
城津電氣株式會社	同	100,000 円	70,000 円	重油	1,70	5,841	1,003
城津電氣株式會社	同	100,000 円	70,000 円	重油	5,3	1,039	411
蔚山電氣株式會社	同	200,000 円	87,500 円	重瓦	60	1,390	483
蔚山電氣株式會社	同	200,000 円	87,500 円	重瓦	10,000	3,468	1,086
金剛山電氣鐵道株式會社	電燈、電力	13,000,000 円	7,800,000 円	力(未落成)	1,670	1,687	4,445
慶州電氣株式會社	電燈、電力	110,000 円	31,200 円	重瓦	2,8	2,963	834



堤堰及池水貯社會株式料肥素窒鮮朝



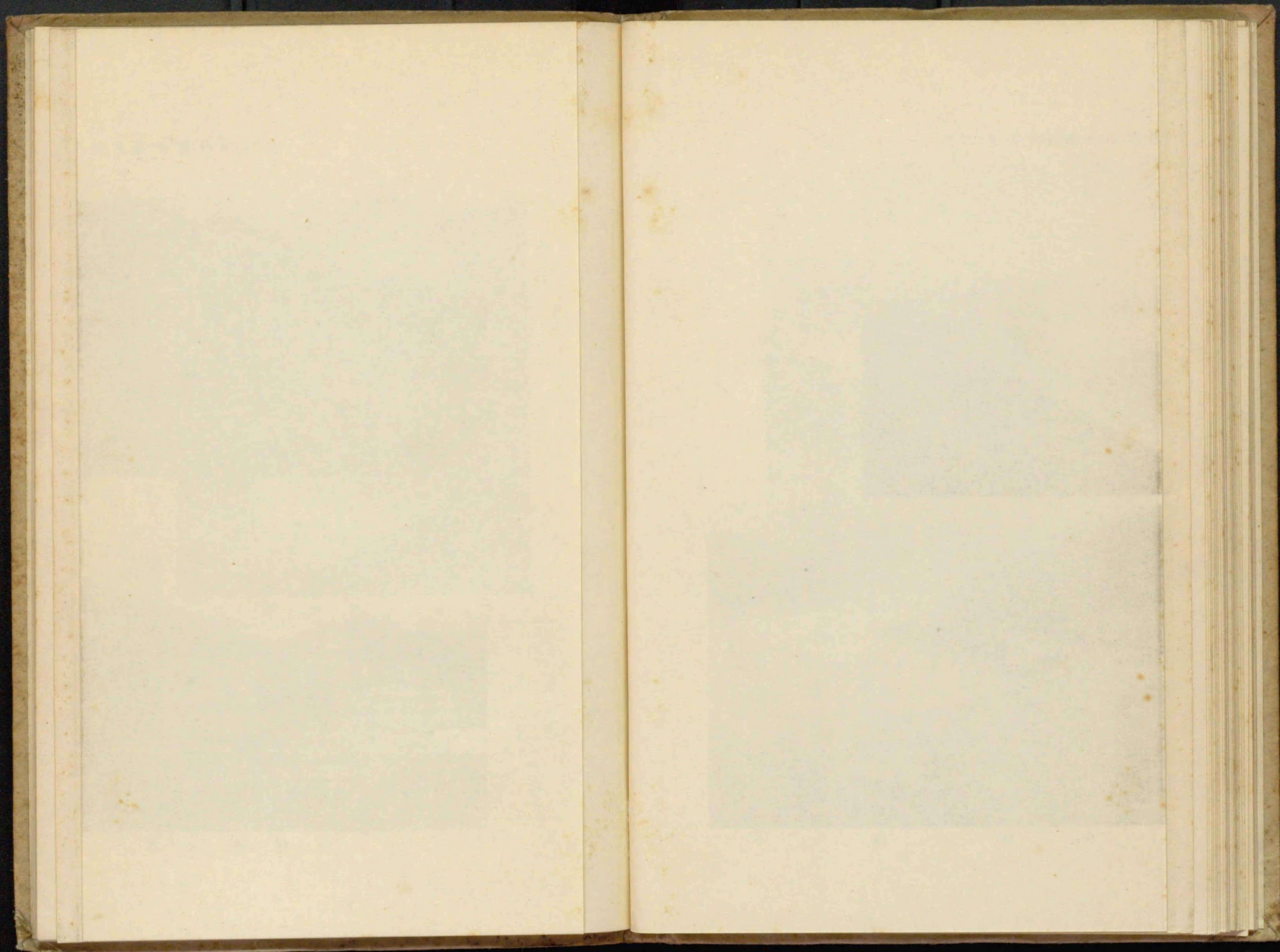
貯水池



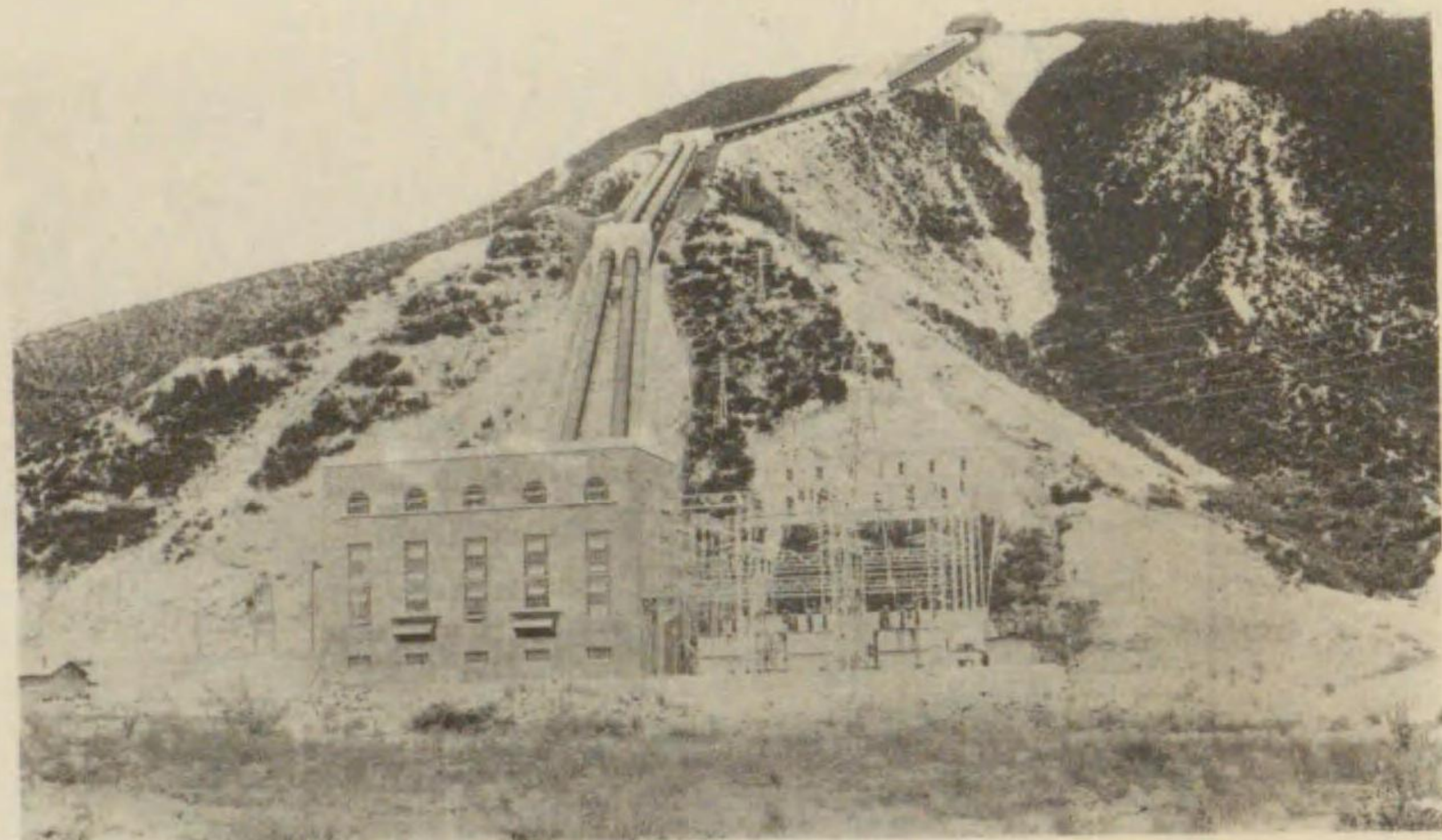
堤堰

貯水池 (上)	堤堰 (下)
湛水面積 二十四平方千米	位置 咸鏡南道新興郡東上面漢岱里
周圓 七十二軒	高度 八十米
有效貯水量 四億六千八百萬立方米	長サ 四百米
有效水深 二十七米	基底ノ幅 五十四米
海抜 二千二百二十五米	構造 「コンクリート」重力式
	工事費 六百三十萬圓

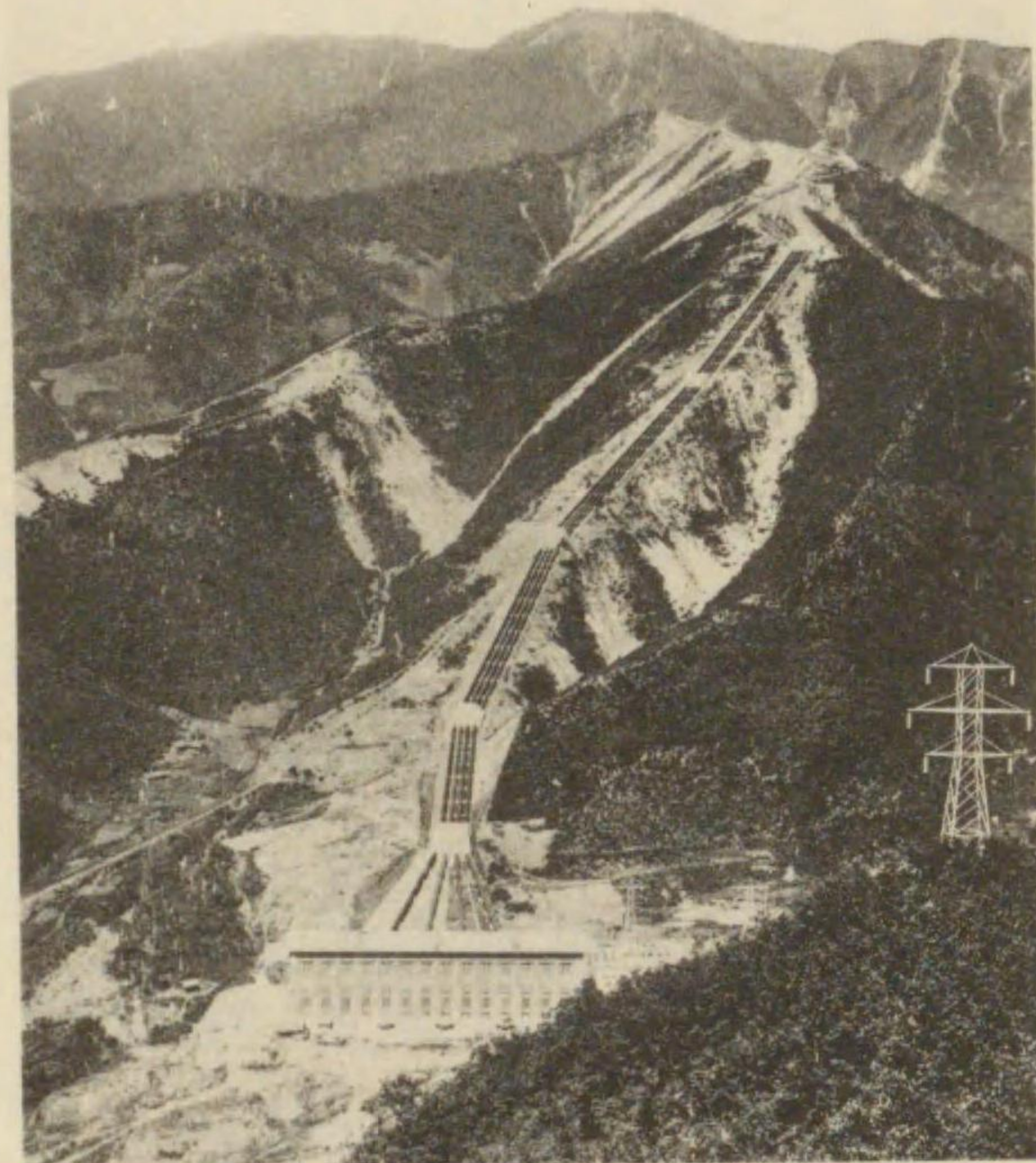
蔚山鎮電氣株式會社	安州電氣株式會社	城津電氣株式會社	城津電氣株式會社	蔚山電氣株式會社	金剛山電氣鐵道株式會社	慶州電氣株式會社
同	同	同	同	同	同	同
110,000	50,000	100,000	100,000	200,000	1,300,000	130,000
55,000	50,000	77,000	77,000	87,500	7,800,000	31,200
同	受汽	重	重	重	重	重
(未落成)	油	油	油	油	力(未落成)	力
電力	力	力	力	力	力	力
45,000	170	53	60	100	1,970	28
2,073	3,443	5,841	1,390	3,468	16,827	2,963
484	548	1,033	483	1,086	4,245	834



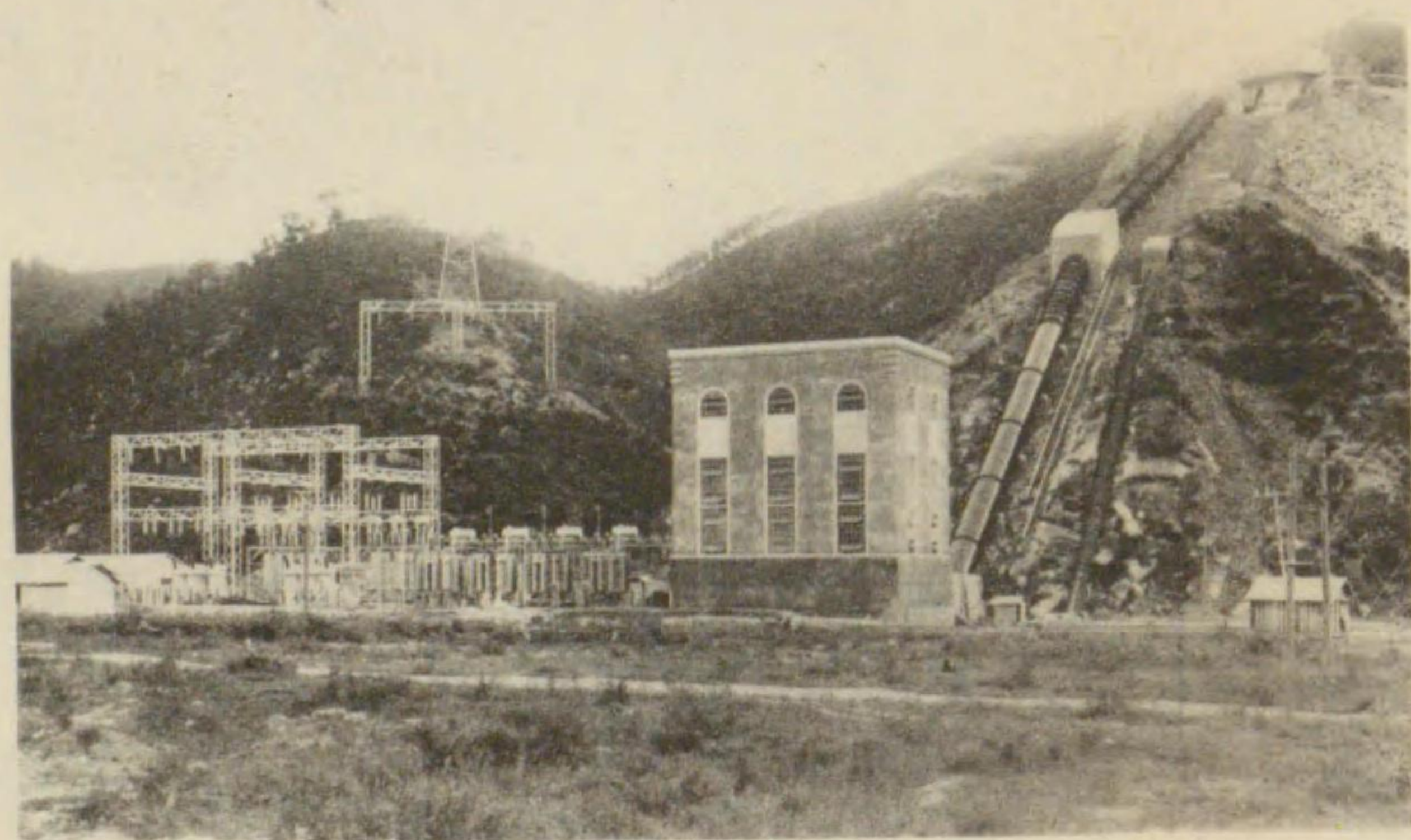
朝鮮素肥株料株式會社水力發電所



第二發電所



第一發電所



第三發電所

第一發電所 (上右)		第二發電所 (上左)		第三發電所 (下)	
位置	郡永高面松興里	位置	郡永高面新豐里	位置	郡永高面東興里
有效落差	七百七米	有效落差	二百十六米	有效落差	九十四米
最大使用水量	十八、三六立	最大使用水量	十八、三六立	最大使用水量	十八、三六立
發電力	十萬三千八百	發電力	三萬三千六百	發電力	一萬四千五百
建設費	四千萬圓	建設費	四百二十萬圓	建設費	三百七十萬圓

電氣

天安電燈株式會社	雄基電氣株式會社	雄基電氣株式會社	雄基電氣株式會社	慶源支店	沙里院邑	江界電氣株式會社	春川電氣株式會社	定州電氣株式會社	順天電氣株式會社	河東電氣株式會社	濟州電氣株式會社	安東電氣株式會社	筏橋電氣株式會社	北青電燈株式會社	南原電氣株式會社	固城電氣株式會社	靈法電氣株式會社
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
500,000	100,000	100,000	100,000	投資額 65,000	150,000	67,000	67,000	150,000	110,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	150,000	100,000	150,000
1,111,000	150,000	150,000	150,000	65,000	67,500	67,500	67,500	112,500	70,400	115,000	115,000	115,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
重汽	重	重	重	重受	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重
油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油
力	力	力	力	力	力	力	力	力	力	力	力	力	力	力	力	力	力
300	400	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
4,198	8,233	2,618	6,888	3,176	3,176	3,176	5,156	3,040	4,863	1,146	2,011	2,367	1,133	5,334	2,715	1,079	1,110
1,017	1,673	624	1,043	519	519	519	936	735	938	389	780	667	366	1,559	846	358	433

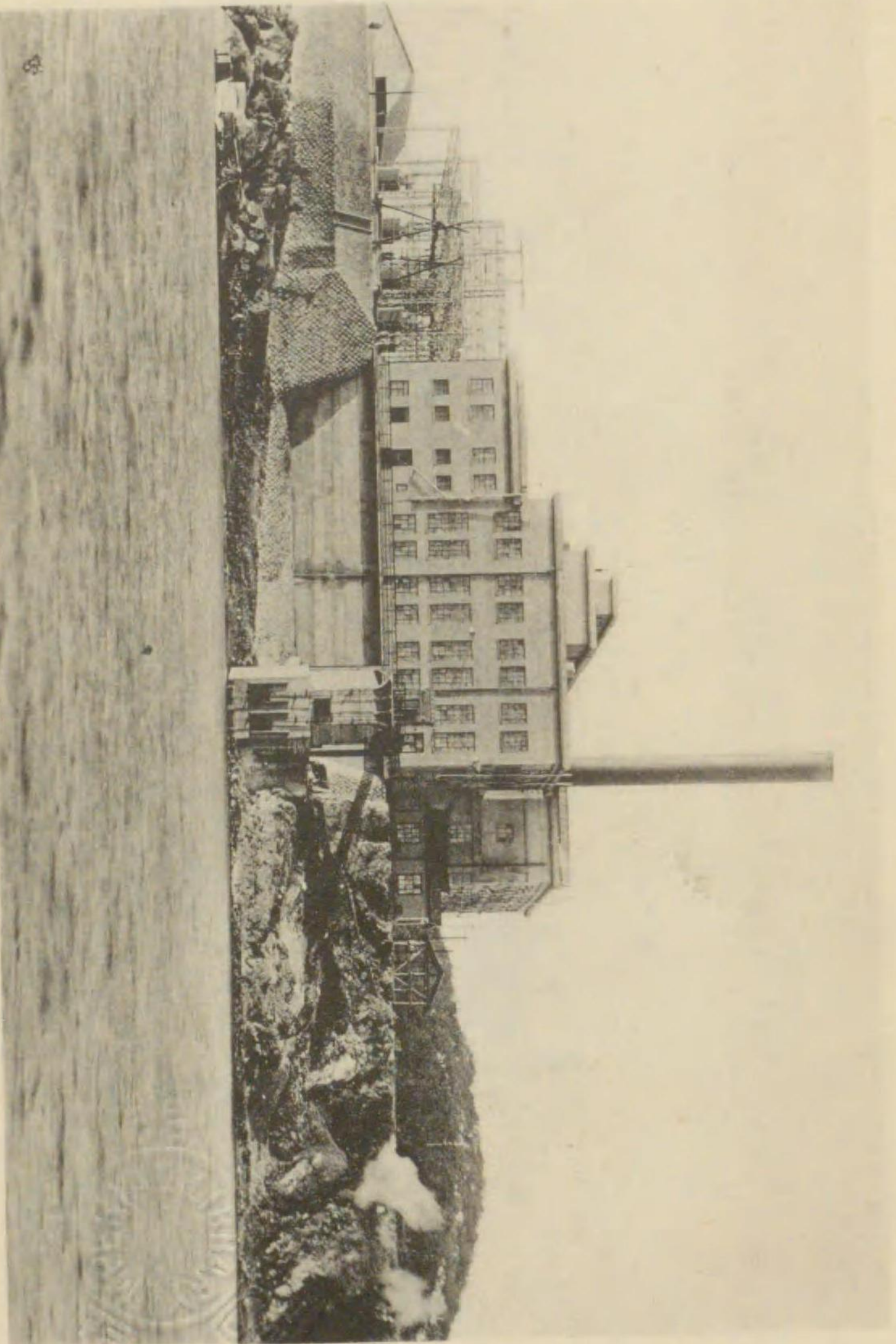
事業者名	事業目的	資本金	資本金込	原動力	發電力	電燈數	電燈需要家數
城南電燈株式會社	電燈、電力	100,000 円	44,011 円	受重油	400 K.W.	1,031 燈	386 戶
宣川電氣株式會社	同	100,000	70,000	受重油	173	4,183	1,111
溫陽電氣株式會社	同	50,000	25,000	受重油	25	2,691	375
甘浦電氣株式會社	同	80,000	24,800	受重油	18	1,171	305
九龍浦電氣株式會社	同	100,000	25,000	受重油	30	1,288	342
忠南電氣株式會社	同	100,000	90,000	受重油	60	3,035	826
盈德電氣株式會社	同	100,000	34,000	受重油	30	937	389
江陵電氣株式會社	同	100,000	55,000	受重油	50	3,087	834
朝鮮送電株式會社	同	500,000	190,000	受電力	—	—	—
朝鮮窒素肥料株式會社	同	60,000,000	20,000,000	受電力	151,999	15,249	2,921
西鮮電氣株式會社	同	1,000,000	250,000	受電力	4,600	8,086	2,730
瑞山電氣株式會社	同	50,000	24,975	受電力	20	733	324
昭和電氣株式會社	同	500,000	115,000	受電力	110	2,473	760
長興電氣株式會社	同	50,000	18,500	受電力	—	1,428	333
平澤電氣株式會社	同	100,000	50,000	受電力	—	1,835	664

未開業の分

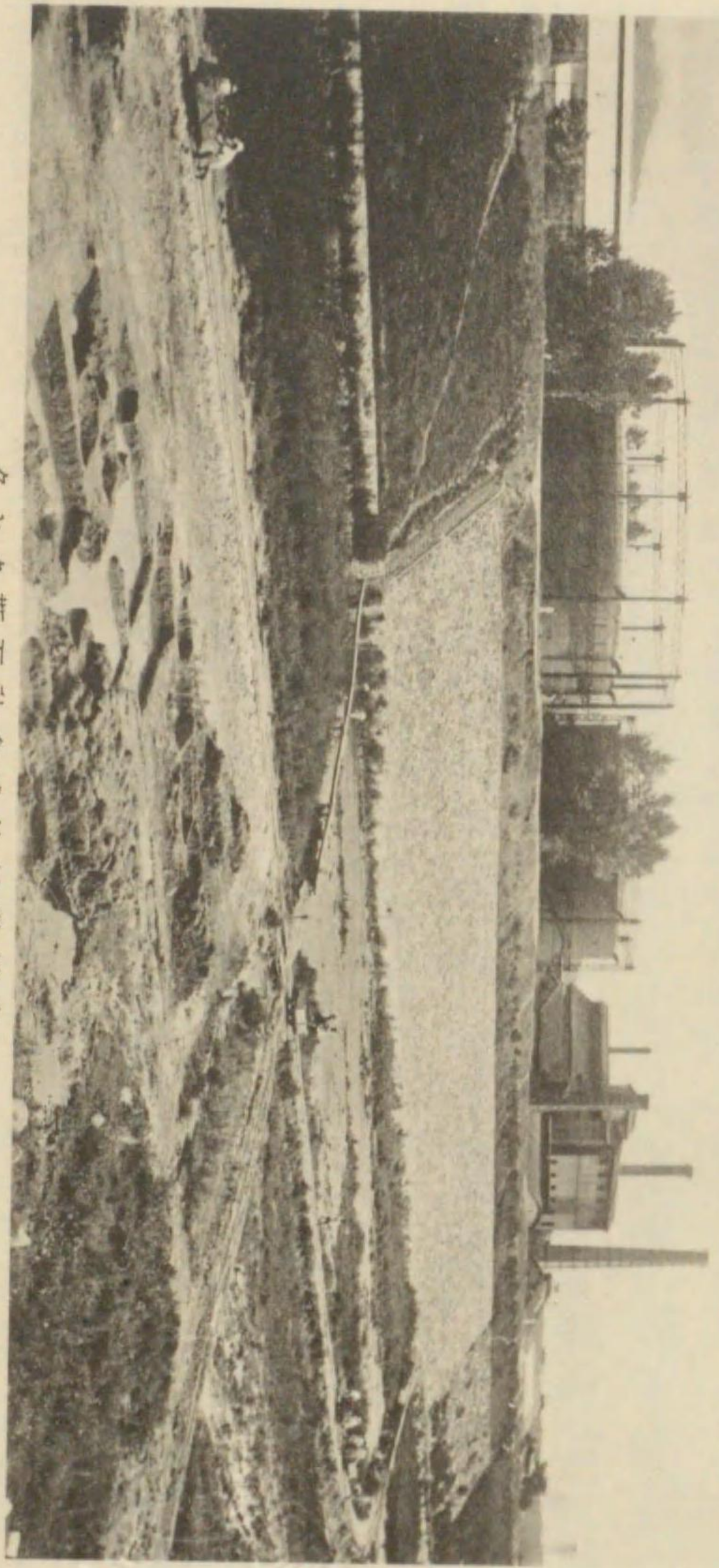
事業者名	事業目的	資本金	資本金込	原動力	發電力	電燈數	電燈需要家數
大川電氣株式會社	同	50,000	21,500	受重油	20	633	234
羅老島電氣株式會社	同	30,000	15,000	受重油	16	951	135
北鮮電力株式會社	同	500,000	115,000	受重油	600	211	18
茂山電氣株式會社	同	100,000	25,000	受重油	30	1,347	298
南朝鮮水力電氣株式會社	同	11,500,000	1,115,000	受電力	2,560	—	—
咸安電氣株式會社	同	25,000	27,500	受電力	60	529	260
巨濟電氣株式會社	同	100,000	25,000	受重油	33	935	244
寶城電氣株式會社	同	110,000	30,000	受重油	33	1,149	261
利長電氣株式會社	同	100,000	50,000	受重油	—	2,313	869
咸南電氣株式會社	同	100,000	76,000	受重油	100	2,461	866
合計		110,037,000	98,696,887	受未已落	234,456.8	1,780,467	275,094

事業者名	事業目的	資本金	拂込資本金	原動力	發電力
長津江電力株式會社	一般電力ノ供給 電氣製練及電氣 化學工業	100,000,000 円	會社未成立 円	水力(未落成)	27.73 K.W.
長淵電氣株式會社	電燈、電力	100,000	25,000	重油力(未落成)	六
朝鮮鋼索鐵道株式會社	一般旅客ノ運送	1,000,000	會社未成立	受電(未落成)	一
新興鐵道株式會社	一般旅客ノ運送	800,000	200,000	受電(未落成)	一
新芝坡鎮電氣株式會社	電燈、電力	20,000	會社未成立	重油力(未落成)	三
莞島電氣株式會社	同	50,000	會社未成立	重油力(未落成)	三
合 計		101,900,000	655,000		27.19

發電水力 由來朝鮮に於ける電氣事業は殆ど火力を以て原動力を爲し、水力利用に關しては完全なる調査を缺いて居りましたので、明治四十四年度から三箇年の繼續事業として朝鮮内の主要河川に就て發電水力の調査を爲したのであります。併し當時の調査は河川の湧水量を使用標準としたもので、平時は徒に多量の有要水量を放流する



所電發里人唐社會式株氣電城京



東京電氣株式會社瓦斯塔ク



ここを爲り、貴重なる天然力の經濟的利用上遺憾の點が多く、且其の後各種産業の發達に伴ひ電力の需要が著しく増加し、殊に電氣化學工業の如き低廉なる多量の電力を要求する時運を爲りましたので、前回に於て調査未済の河川は勿論、調査済の河川に就ても更に永年に亙つて精密なる流量の實測を行ひ、之が實狀に適する使用水量を定めて水力利用の確實を期する爲、大正十一年度から五箇年繼續事業として再び發電水力を調査しましたが、事業の途次種々の事情に因り昭和五年三月を以てこの事業を終りました。

本調査に依りまして朝鮮内の主要河川に於ける流量と其の變化を詳にし、之を資料として百五十箇所の水力地點を得、其の最大理論電力は約二百九十萬「キロワット」(既許可地點並に鴨綠江豆滿江の本流地點を含む)平均百九十萬「キロワット」であることが計算し得られました。尙此の選定水力地點に就て經濟的方面から再吟味を致しました結果地點數百二十九箇所、其の發電力は最大約百八十萬「キロワット」と爲つたの

であります。

右に依りまして朝鮮に於ける水力調査事業は大體に於て其の成果を見たのでありますが、現在に於きましては尙次に掲ぐる施設に依りまして其の事業を續行致しまして其の完成を期して居ります。

(一) 水位觀測所
及測水所

現在十箇所に於て實測作業して居ります。

(二) 雨量觀測所 現在二十一箇所に於て觀測を繼續して居ります。

電力統制方策の確立 以上の如く電氣事業の發達は近時小規模なる火力發電に依る孤立的企業たるの域を脱し、大規模なる水力發電に依つて、全鮮に亙る統一的組織體を以ての設備組織を企畫實現すべき情勢に達したのであります。依つて設備の重複不經濟なる投資等に基因する經營上の混亂を豫防するに共に、進んで天然資源の效率的開發と事業の合理的經營とを圖るの緊要であることが認められて來ましたので、朝鮮電氣事業調査會の諮問を経たる上、昭和六年十二月、主要なる發電所及送電線路決

定の規準を爲す所の發電計畫及送電網計畫並に電氣事業の企業形態に關する行政上の方針を決定したのであります。

朝鮮電氣事業令の制定 現行電氣事業取締規則は明治四十四年三月制定せられたるものであります。近時事業が顯著なる發達の過程を辿り他面對社會關係の益々複雑を爲つて來ました爲、斯業に對する監督又は保護の法規としては十全を期するに出來ないを謂ふ實狀に至りましたので、電力統制方策確立と相俟つて斯業の公企業たるの法則體系を整備する爲、昭和七年二月十七日附制令第一號を以て朝鮮電氣事業令が發布せられました。

本令は第一電力統制の確保促進を圖るに、第二事業の獨占性に基因して生ずるの虞ある弊害を豫防し其の社會的公企業たるの機能を發揮せしむるやう監督力の擴張充實を圖るに、第三事業の公共性に鑑み之が保護助長の方途を圖るに等々を眼目として制定せられたものであります。近く附屬法規の制定を俟つて實施せらるる筈であり

ます。

電氣計器の検定 電氣利用が一般に普及し、其の取引も次第に複雑になつて來ましたので、正確を期する爲、之が検定を爲すことゝ爲り、大正十二年朝鮮電氣測定令の公布を見、同年十月施行規則を制定して翌十一月十六日から計器の検定を開始しました。其の當時から昭和七年三月末迄の検定取扱数は四萬八千百三十四箇、内合格数は四萬六千二百六十箇で、検定手数料は十五萬三千六百九十二圓に上つて居ります。

三 施政當時と現今との比較

今、明治四十三年施政當時の狀況より十箇年を経過せし大正九年を経て現今を通じての電氣事業の發達消長の跡を示せば左の通であります。

電氣事業の比較

種 別	(明治四十三年度末) 時	大正九年度末	(昭和六年度末) 今
事業資本者	六、一〇〇、〇〇〇 円九	三、五、五、〇〇〇 円三五	一、一、一、〇〇〇 円九三
事業本力	一、五七、五〇〇 W	二、五、五、〇〇〇 W	四、六、一、〇〇〇 W

瓦 斯

朝鮮に於ける瓦斯事業者数は京城及釜山に於て何れも電氣事業者の兼營に係るものであるのみで、昭和六年度中に於ける瓦斯發生容量は六百八十六萬八千六百二十八立方米であります。

歳 入 歳 出

昭和六年度に於ける遞信局主管の朝鮮總督府特別會計歳入歳出額は

歳

入

瓦 斯

歳入歳出

七四

經常部

通信事業収入
其他の収入

一三、九九九、五〇二圓

二〇、六八九圓

一四、〇二〇、一九一圓

歳出

經常部

通信事業費
國庫金取扱費
電氣監督費
航空監督費
航海業務費
海路標識費

一一、二八五、八七四圓

四一五、八一六圓

六九、六二四圓

七四、六八七圓

一三四、三二六圓

四四九、五八八圓

一一、四二九、九一四圓



臨時部

五六二、一三五圓

一七、八五九圓

一八、〇五〇圓

八九三、五九八圓

七五、六二一圓

一、五六七、二六二圓

一三、九九七、一七六圓

合計

でありまして、更に之を通信事業のみに就て明治三十九年度より施政當時を経て現今に至る間の收支關係を表示して見れば左の通であります。

年	度	歳入	經常歳出	歳出に比し 歳入の過不足	歳入百圓に對する 經常歳出割合	臨時歳出
明治三十九年度		一、〇四三、四七一圓	一、四七九、九七四圓	△ 四三六、五五七圓	一四一、九九六	七五

歳入歳出

七五

歳入歳出

七六

年 度	歳 入	経 常 歳 出	歳出に比し 歳入の過不足	歳入百圓に對す る經常歳出割合	臨 時 歳 出
施 政 當 時 (明治四十三年度)	二、五〇、六四四 円	二、七八、〇二五 円	二四二、六六九 円	九〇・三七四	二九五、七三三 円
現 今 (昭和六年度)	一三、九九、五〇三	一、三三、八七四	二、七三、六三九	八〇・六六六	五六一、一三五

(欄中△は不足額を示す)

保 險 歳 計

昭和六年度に於ける朝鮮簡易生命保險特別會計歳入歳出額は、

歳 入

保 險 料 三、五四九、九九九圓

其 の 他 の 収 入 一一九、七二六圓

計 三、六六九、七二五圓

歳 出

朝 鮮 簡 易 生 命 保 險 費

一、二六一、四〇五圓

でありまして差引過剩額は之を積立金に編入したのであります。其の積立金の内譯は左の通であります。

責 任 準 備 金 編 入 額 一、七二三、八八八圓

純 剩 餘 額 六八四、四三二圓

歳入歳出

七七

昭和七年八月十七日印刷
昭和七年八月二十日發行

朝鮮總督府遞信局

印刷所

京城府蓬萊町三丁目六二番地

朝鮮印刷株式會社

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

明倫彙編 家範典 卷之...

時維...

...

569
182

